

午前9時00分開会

○議長(川上 昇君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、児玉助壽君に発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 通告に従い、農村公園の目的外使用許可の問題点について伺います。

細農村公園は、川南町が地方自治法244条の規定により公の施設として住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設であります。

それにもかかわらず、その目的に逸脱し、町は国有林立木の搬出土場として敷地全部を占有使用させ、8か月もの間、住民の利用を妨げた事実について、6月の議会の一般質問答弁や関係報告書で使用許可の判断は法律及び関係例規の理解が不十分であったことが招いたミスであったことを認めており、決裁者の法律及び関係例規違反の決裁責任が問われるものでありますが、その責任はどのようなものか、町長の見解を伺いたい。

今回の事件発端の西都児湯森林管理署の使用願や買い受け業者の使用申請書、また、町の使用許可書を検証すると、地方自治法第96条、同169条、同237条、同238条、同244条に違反した上に、町農村公園条例や町使用料徴収条例に違反するとともに、町財務規則158条に違反し、使用料を免除し、公有財産の使用者に特別の利益を付与しているが、正当な理由、法的根拠を伺いたい。

一般的に、使用料とは、特定の受益を有する特定人がその実費負担的な意味で徴収される地方公共団体の収入と定義づけられることからして、当然、町執行機関は、議会の議決を得、条例の改廃及び制定等を行い、財源確保を努めるべきであるが、それを行わず、逆に法例規に違反し、使用料収入損益を発生させた上に町民の利用も妨げており、法例規違反と職務怠慢による財務会計上の怠る事実として憲法第17条国家賠償法を適用される事件と思われるが問題はないのか。町長及び監査委員の見解を伺いたい。

今回の使用許可の判断は、法律及び関係例規が不十分であったことから招いたミスであり、深く反省していると釈明しているが、文書でつづった白々しい反省文に何の効力があるのか。襟を正し、具体的な反省姿勢を示し、再発防止を図るべきではないのか、町長の見解を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

我々公務員が、やはり根拠となる法に基づいて業務を行っておるのは、議員の御指摘のと

おりでございますし、特に今回、御指摘であります行政財産の使用外の用途または目的を定めない限度において、その使用を許可することができるということが地方自治法238条に記載されております。今回の目的外使用につきまして、その法令の認識の甘さ、そして、条件の付し方等が適切でなく、結果として用途及び目的を妨げる使用を許可したということに問題があることは十分認識しております。

よって、この権限に関しまして、当時は生涯学習課ということで決裁をしておりますので、その職員に対しまして訓告及び嚴重注意を27年8月10日付で行ったところでございます。

行政財産の目的外使用というのは、地方自治法の225条において「使用料を徴収することができる」と規定されております。また、本町においての条例においては、「公共事業の用に供する場合、無償で使用させることができる」としてあります。よって、今回の件は、国有林の管理、いわゆる伐採が事業の主たる目的であるということを判断いたしまして無償で使用をさせたこととございます。このため使用料に関する財務会計上の怠る事実には該当しないと考えております。

最後に、御指摘がありました、しっかりと襟を正さなきゃいけないということですが、当然、本来の目的を妨げる使用をさせる判断をしたということに関して、当然、我々もしっかりと襟を正して、今後、取り組んでいくということを肝に銘じているところでございます。

また、公有財産の目的外の貸し付け、目的外の使用等の具体的な基準、また、使用料の算定基準につきまして、現在、法関係の整備をしているところでございます。改めまして、こういうことに関しまして、職員の資質を向上させ、そういうことはもとより職場内でのチェック体制、しっかりと今後ともやっていきたいと考えております。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 先ほどの児玉議員の御質問にお答えいたします。

まず、決裁責任ということですが、通常、法的には善意無過失であったかどうかということが問われると思いますが、悪意はなかったと。ただし、やはり過失は認められると、今回の許可に対して過失は認められるというふうに判断をいたします。

それから、使用料に関する問題ですが、前回の定例会であります6月定例会におきましても答弁をいたしました。細農村公園の目的外使用許可に係る使用料の積算及び使用料徴収等の行為は適切なものではないと判断をいたします。

それは、本町の財務規則におきまして、行政財産の目的外使用に対する使用許可などの規定は存在いたしますが、その場合の目的外使用の場合の使用料徴収についての条例が現時点において明確な規定が存在をしておりません。このような状況下では法令等に違反しない、いわゆる適切な行政財産の目的外使用に対する使用許可がなされた場合においても、その使用料の積算を初め、使用料の徴収は適切ではないものと判断をいたします。

それから、最後に、襟を正すとして具体的な再発防止という件につきましては、今回提出いたしました決算審査意見書のまとめの部分に明記いたしました。行政財産の使用料につ

いては明確な条例の改正が必要というふうに考えております。

それは、問題とされております行政財産の目的外使用の使用料はもとより、目的内の使用に係る使用料につきましても、同時に見直しながら、求められるケースに適切に対応できる条例を早急に整備することが大事ではないかと考えます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） いろいろ目的外使用させたと法に触れんちゅうようなこっちゃったけど、今、この今回の事件の発端となったこれは、これらの農村公園の使用許可通知を見ると、差出人が町長名になっておるわけですが、これは町長が了解した許可書なのですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

決裁が課長であったとしても、最終的な責任は私にあると考えております。

○議員（児玉 助壽君） 町長決裁の許可書ちゅうこってしたが、これ見ると決裁印がねえわけですが、これは偽造可能な書式になっておるわけですが、これは法的に有効で一般常識的に通用するものか。またこれは、偽造したものなのか、伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 決裁区分に関しましては、いろんな規定がございます。偽造ということはありません。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 法的に有効か無効か聞きよってがね、また、これは。一般常識的に通用する品物ですかという。

○町長（日高 昭彦君） 一般的に通用すると理解しております。

○議員（児玉 助壽君） 町長、曲がりなりにも、これは契約書と一緒にですよ。それにこれ使用料免除、使用料を二万六千何ぼ、一万何ぼ、これは要求しとるわけですが、決裁印がなかったらでけんでしょう。そういうことができますか、川南町で、一般常識的に。

○町長（日高 昭彦君） この件に関しましては、契約ではございません。許可でございますし、決裁に関してはいろんな区分を設けております。

○議員（児玉 助壽君） この許可がある場合、使用できっとでしょう。契約と一緒にじゃないですか。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

今回の事例でございますが、民事におきます契約ということとは異なりまして、行政上の処分ということになります。そういうことになると、契約という形じゃなく、使用の許可を行ったと。その許可の決裁を決裁文書で回して許可を行ったということになりますので、一般的な契約ということとは行政上の取り扱いは異なります。行政処分としての許可でございますので、その点は御理解いただきたいというふうに思っております。

○議員（児玉 助壽君） そしたらね、あんたらね、町は全部こういうふうで許可しよつと。で、金を取つと。裁判になったら勝てる、これで。そんなら法的根拠。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

根拠としましては、川南町の財産に関する条例、これの第5条に基づきまして行政財産の目的外使用許可の準用規定がございます。それを根拠に今回許可したものというところがございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） この自分のポケットから、自分の土地をなんしとったらね。いやしくも公有財産よ。あんたたちの財産じゃないとですよ。町民の財産だよ。町民の財産を決裁印もなしにどうして貸せるね。法的根拠を言うてみろ、法律。

○副町長（清藤 莊八君） 児玉議員の今の質問に対しましてお答えしたいと思います。私、例規審査委員会の委員長として答えさせていただきたいと思います。

議員が何を根拠に町長の印鑑を、決裁印がないのかという話でございますが、これにつきましては、町の規定で定めております事務決裁規定というのがございます。これは何を申しますかといいますと、全ての決裁を町長にゆだねるのではなく、各担当課長においてこの文書については担当課長が決裁してもよろしいという規定でございます。

今回の使用許可の案件につきましては、教育委員会の事務決裁規定の中で使用については担当課長が決裁できるという規定がございますので、今回の許可を行い、町長印を据えたものでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） そしたら、担当課の決裁印もねえじゃねえですか、これは。担当課の決裁印もねえとよ。偽造が何ぼでんできるわ、これは。

○議長（川上 昇君） 暫時休憩します。

午前9時19分休憩

.....

午前9時27分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

しばらく休憩します。

午前9時28分休憩

.....

午前9時37分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員（児玉 助壽君） 川南町はこういう決裁印がないような前代未聞のなんもしよるけど、これは、本当見っと、発川教育（シ）第38の2号ちゅ、こう番号が打っちゃうけど、

これは番号も打っちゃねえちゃけんどんよ、この2つは。どこが打ったと、出したと、これは。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の質問にお答えします。

平成25年8月29日付の川南町公園施設内の一部占用許可についての通知につきましては、当町生涯学習課で文書をつくって通知しております。

もう一部、発川教育（シ）第38—2号、平成27年5月27日付文書につきましては、教育課で出しております、通知しております。こちらは、開示請求のありました文書の中では公印が押してありませんが、有限会社山下商事に郵送した文書には町長印が押印されております。

もう一部、（シレイ）川教育（シ）第1号の文書につきましては、26年の10月から文書規定が一部変更になって、様式も変わったことに伴う様式の変更でございまして、こちらも同様に教育課から有限会社山下商事宛てに通知をしております。

同様に開示請求のありました文書につきましては、原本の写しをとっておりませんので公印が押してありませんが、有限会社山下商事宛て文書には町長印が押してあります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） もう川南町は、こんな使用許可なんか、決裁印を出さんでも出して使用許可させるちゅうこつていいとですなちゅうたら、偽造されてもわからんちゅうことなるですね。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えします。

先ほどから申し上げておりますけれども、内部の起案用紙に決裁を受けて、そして、文書を発送するというシステムにしてありますので、偽造という形ではなく、我々としては内部規定をきちんとクリアした上でその文書を発送しているというふうに事務取り扱いをしているところでございます。

○議員（児玉 助壽君） その内部のやつを見て、決裁してしたやつに基づいて、これに印鑑、決算印を押して出すのが普通でしょうがち言いよつとよ。

○総務課長（押川 義光君） 基本的に、公印の管理というのは、私、総務課長の責任でございまして、そこの印鑑を据える段階におきましては、決裁文書を持参した上で印鑑を私の机の横で押すというシステムにしておりますので、決裁のない文書につきましては公印を押させることはないということで厳重に管理はしているところでございます。

ですので、先ほどから申しますとおり、内部の決裁の文書を添付して公印を押しに来るといのが内部の決裁の状況でございます。

ちなみに、町長公印につきましては、私が管理している2個が今存在しておりますので、それは常時同じところで管理をしております。そういう厳格な管理はしておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） じゃかい、これを見て、これでいいですよちゅう決裁印を押して

許可すつとが普通でしょうち言いよつと。

○総務課長（押川 義光君） 先ほどから申しますとおり、これでいいでしょうという内部の規定もございます。ですから、印鑑が各課長段階で押されているものの確認をして公印を押すという行為を確認するわけでございますので、全ての文書を再度私が吟味してというところまではいっておりません。当然、それぞれの各課長の権限、それから、それぞれの長の権限というのを規定しておりますので、その権限、決裁規定に基づいて、最終的に印が押されているものについての確認を私がするという方法にしておりますので御理解賜りたいと思います。

○議員（児玉 助壽君） これどうやって確認したとね、して。いいですよち、印鑑を押さなかったら出せんとでしようがち言いよつとよ。それは、あんたが持つとつとは、それはこれを見て押したっちゃろう。そしたら、これを見たちゅう確認しましたちゅう印鑑を押して出すとが普通でしょう。使用料免除したり、お金を取つとやから。あんたら契約じゃなんじゃねえちゅうけんどうよ。お金を取つちよつちやかい免除すつとやかい、もう契約、約束事ですよ、これ約束事。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほどから申しますとおり、内部の決裁というのが一番でございます、当然、一般的には契約というふうな話になるのかもしれませんが、行政としては許可というのが行政処分でございますので、皆さんの言う契約というのが行政上は許可という行為で出てまいります。ですから、内部でやはり先ほどから提示しておりますとおり、決裁をきちんともらわれたものに対して印鑑が座るという制度になっておりますので、内部の規定、決裁のないものについては公印は座らないということになりますので、そこは厳格に取り扱いをしているというところでございますので御理解賜りたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 印鑑がねえもの出しとるじゃねえね、したら。

○教育課長（米田 政彦君） 平成25年の文書につきましては、当時の判断として町長印までは必要なかったという判断によって文書が出されたものと理解しております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） そしたら、26年、27年のどういう説明したの。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

26年から生涯学習課、教育総務課が一つになりまして教育課になったわけですが、私が当時の課長としまして、決裁が回ってきた段階においては決裁を必要という判断に至って文書を出したところです。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 説明になつとらんよ。あんたたちが言うちよるは矛盾しとつちやねえね。あんたの説明じゃつたら、その内部の決裁印があれば、どういう使用許可を出して

ええちゅうことなるですよ。総務課長、そういうふうに理解していい。

○総務課長（押川 義光君） ただいま言われたのは、やはり先ほどから言いますとおり、根本的なところが違います。やはり我々としては決裁を受けて、その内容を確認した上で印鑑を押すというふうにしておりますので、何でもかんでも決裁を見せて違う文書に印鑑を押すとか、そういう世界ではないと。あくまでも決裁を受けた文書で提出する文書と同一のものに印鑑を据えて外部に出すということになっておりますので、そういうものは当たらないというふうに判断しております。

○議員（児玉 助壽君） 何回も言わせるけどんよ、決裁してないやつを決裁しとるじゃないかち、そういうことになるじゃねえね。

決裁したちゅうことは、印鑑が押しちやるから決裁したちゅうふうにとるっちゃろう。

○総務課長（押川 義光君） そこに印鑑が座っているものについては、きちんと内部の決裁の文書が存在するというところでございます。（「説明になつたらんじゃねえね。このあなたの内部の今、見せたやつね」と呼ぶ者あり）

○議長（川上 昇君） 児玉議員、発言許可をとってお願いします。（「時間がねえかい。」と呼ぶ者あり）時間ありますよ。（「あんたら矛盾しとるんじゃないの、議長。両方決裁印がなかったら、通用せんじゃないかといっちゃるとよ、おれは。」と呼ぶ者あり）

○議員（児玉 助壽君） なら、片一方だけ決裁印が出たら、なんしたら、もうあとはどうでもええちゅうことなるよ、課長。

○総務課長（押川 義光君） 根本的に印鑑が座っているということは、内部できちんと決裁文書が存在するというところで私たちは取り扱いをしております。内部の決裁文書がないものに対しての町長公印が座ることはないということでございます。

○議員（児玉 助壽君） だから、内部の決裁書に基づいて使用許可書を、延長許可書を出しとるとじゃろう。そのとに決算印を押しとつとでしようち言いよつとよ。これは、押しちやねえじゃねえねちゅうとやがね。だからこれは決裁されとらんちゅう意味じゃないねって言いよつとじゃがね。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

決裁というのは、起案をしまして、この文書の内容で相手方に通知していいかということを決裁権者にそれぞれ伺うわけなんです、その中で文書の内容がいろいろ変更になったり、修正が入ったりします。最終的に、それを清書した形で相手方に文書を通知するわけですが、その通知をする段において、町長印を使うか使わないかという判断がその文書の内容によってちょっと取り扱いが異なるということになります。ですので、起案の段階においては、決裁権者がそれぞれ文書を確認しましたということで印鑑を押していくわけなんです、実際に相手方に渡す文書については、繰り返すようですが、内容に応じて町長印を押す、押さないということになります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） これは、あんたらそげん言うけんど、これは、俺はもう担当課長はよ、公有財産の流用になるよ、これは。そういうええかげんな答弁しよっと。公有財産の流用は法的問題ないと。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

今回の事例につきましては、流用ということではなく、公有財産を目的外使用に関し許可をしたという行為でございます。先ほど町長答弁にもございましたとおり、全てを貸すという行為がどうだったのか。適切ではなかったという以前からの判断はしているところでございます。流用というのには当たらない。あくまでも公有財産の使用の許可をしたと、貸し付けには該当しません。貸し付けというのは、あくまでも民法上の契約行為になりますので、行政側としては使用の許可をしたという行政処分をしたということに該当するというふうに思いますので、流用は当たらないというふうに考えております。

○議員（児玉 助壽君） 都合のええごとと言いよっけんどんよ、使用ちゅうたら、1日か2日を言うちゃがね。8か月も使用させたら全部占有に貸し付けじゃがね。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

今おっしゃるとおり、先ほどから当初の段階でのお話をしておりますとおり、目的を妨げない範囲での使用の許可というのが規定に、当然、法律上も規定に盛り込まれていることでございます。当然うちの財務規則、それから、財産に関する条例、そこの中を読んでも長期間にわたる貸し付けについては問題があるということでございますので、財務規則上は1年を超えない範囲という表現はございます。

そういうことから、やはり議員おっしゃるとおり、長期間にわたる使用の許可、しかも全てということについて本当に問題があったというふうに我々も認識をしております、関係職員の訓告なり嚴重注意ということに至ったわけでございますので、そこは御理解いただきたいというふうに思っております。

○議員（児玉 助壽君） 町長の答弁とは違うぞ、課長。町長は、法的には何にも問題はなかったちゅう答弁じゃったがよ。目的外は貸すことができるちゅうたがよ。本当に目的外、238条に違反しとらんような答弁じゃったが、本当に貸し付けることができますか、この事業に、法的に。

○副町長（清藤 莊八君） 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

法的な考え方でございますけども、先ほど町長が申しあげました地方自治法第238条の4の第7項に規定しておりますのは、行政財産の目的外使用を許可することができるということによっております。

先ほど児玉議員が言われる貸し付けができるんですかということと言われてますと、貸し付け自体は不可能だと思います。しかし、目的外、目的を害しない範囲で使用させることはで

きるという法的な根拠がございますので、今回使用することができるという許可を出したものでございます。

○議員（児玉 助壽君） 都合のええとこばかりなんしとるけんどもよ。ちゃんと政令で定める法人とか、その事業、電波法とか鉄道法とか、それにかかわるもんじゃったら、使用させたり貸し付けたりできるけど、この事業がそれに適用するか聞いとる。適用しますか。

○副町長（清藤 莊八君） 児玉議員の御質問にお答えします。

貸し付けがその長期間できるかという御質問についてでございますけれども、使用許可については、やはり先ほどから町長、総務課長が言っておりますとおり、条件の付し方にちょっと問題があったのではないかということで、今後そういったことについては法令を熟読して問題のないような使用の許可、これを出していきたいというふうに改善してまいりたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） この237条、この法律において、「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金を言う」。2項でこう「第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は条例または議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資し、目的とし、もしくは支払い手段とし使用し、また、適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならない」とあるわけですが、使用もさせられんごとなつとるわけです。町長は、免除するやら、こつじゃ貸し付けができるち言いよつたけんどもよ、地方自治法169条の2項、それを総務課長、読んで、適用さるるか。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

議員が先ほどおっしゃられた部分につきましては、自治法施行令の169条でよろしいでございますか。（「そう」と呼ぶ者あり）

「行政財産である土地を貸し付けることができる堅固な工作物」ということでよろしゅうございますか。（「法人になつとるのかということ」と呼ぶ者あり）の2項。2項ですね。

（「169条の2」と呼ぶ者あり）69条の2、69条の自治法施行令の169の2を読み上げますが、よろしゅうございますか。

「行政財産である土地を貸し付けることができる法人という」、これは施行令でございますので本法ではございません。地方自治法施行令という部分でございますので、では、それを読み上げさせてもらいます。

「第169条の2、地方自治法238条の4第2項第2号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。特別の法律により設立された法人で、国または普通地方公共団体において出資しているもののうち、総務大臣が指定するもの」。

全て読み上げたほうがよろしゅうございますか。

「公務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人並びに普通地方公共団体が資本金その他、これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般

社団法人及び一般財団法人並びに株式会社、公共団体または公共的団体で法人格を有するもののうち、当該普通地方公共団体が行う事務と密接な関係を有する事業を行うもの。4、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会」というところでございます。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時04分休憩

.....
午前10時13分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員(児玉 助壽君) 課長が読んだとおり、これが目的外に使用させる法人でないことは明確になっておるわけですが、この本案件は、森林管理署と買い受け業者間の国有林立木の売買契約であります。町長は先ほど公共事業とか、わけわからんこつ言われたんけど、これはですね、この国有林の立木は、これは分収林ですよ。営林署、都農町、農家、三者がそういう利益を分け合う営利が目的の事業であります。違いますか、課長。——わからなかったら、誰でん、わかるやつ。教育課長。

○教育課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えします。

今回、西都児湯森林管理署が、この内容でいきますと、協議ということで文書が来たわけなんですけれども、国営事業の一環という扱いで処理をしております。その利益が受益者であったり管理者に分配されるということは理解できますが、これはあくまでも国営事業という考え方でございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 国営事業であろうが何事業であろうがよ、営利目的じゃったら公共事業じゃないでしょう。なら、その国が金もうけする事業は公共事業ちゅうと。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから教育課長が申しますとおり、森林管理署からの文書を受けて、国に収益があるということになりますと、「国の金もうけ」という表現がございましたけれども、やはり国はそこで得た収益をまた再度林野分野に使ったり、国土保全のためにやはり活用されるという意味では、公共ということに該当するのかなというふうに判断しております。そういう意味から、その文書を見て判断したというふうに私たちは今思っているところでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 入らんとやろうね、169条で定める法人になつたらんわけじゃから。この法律238条4の第2項の第2号の政令で規定する法律、169条の2の1項から4項までに定める法人じゃねえわけですから。これはね、災害復旧やら災害防止のための治山事業

の使用なら、まだしもですよ。営利目的事業について、公有財産をまた使用させ、使用料を免除することはできないと思うわけですよ。今これは通山にある県の公有財産の土地に、住民の福祉を増進する目的で、農村公園を設置しておるわけでしょう。これは公益性もあるし公共性もあるわけですが、それにもかかわらず県に川南町は年に31万9780円の賃借使用料を支払っているわけですが、それと整合性がつきますか。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

児玉議員から先ほどから申されておりました私が読み上げました169条の2、これにつきましては貸し付けに関する条項でございます。我々が今議論をしているのは、238条の4第7項にあります、行政財産をその用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。これによる使用の許可ということで、許可を出したと。根本的に貸し付けと使用の許可というのは、我々が感じる限りでは、期限的な問題が非常にあるのかなというふうには判断しておりますけれども、あくまでも今回貸し付けでなく、使用の許可を、一時的な使用の許可を行ったということで御理解いただきたい。

そして、先ほど読み上げた施行令の169条の2は、あくまでも貸し付けに関する規定でございますので、使用の許可ではないというふうに判断しております。

○議員(児玉 助壽君) あの公園の使用料徴収条例やら何やら見てよ、1日か10日じゃがね、川南町の使用のなんは。8か月もよ使用させたら、貸し付け以外の何物でもないわね。その定義がどこにあるかしらんけど、へ理屈ばかり言いよるけど、課長、物事はあんまり正当化したらいかんですよ。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員のおっしゃる部分も確かにございます。そういうことから、我々としてはやはり使用の許可をしたにもかかわらず、長期間にわたったことが非常にやはり適切でなかったという判断をした上で、関係職員の訓告なり嚴重注意をしたということでございますので、そこは我々としても適切でなかったという判断はしているところでございます。それは議員のお見込みと同一であるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) 関係職員のをしたって何にもなりやせんわね。

この国有林立木の搬出に伴う細農村公園の施設使用については、平成25年8月20日、森林管理署から使用許可願が出され、同年8月29日に使用許可通知を行い、次年度、平成26年度8月21日に立木の買い受け業者から使用許可申請が提出され、同年8月22日に使用許可通知を行っている。

これらの経緯から判断すると、1年間の猶予期間があり、法律244条の規定にのっとり、3分の2以上の議会の同意を得、関係例規を改廃制定し、適正な低対価で使用料を課せば町の収入となっていました、それも行わず、一度徴収した使用料を返還し、町に損害を与える結果となっていますが、これは明らかに執行機関の職務怠慢による財務会計上の怠る事実

とあると思うが、関係処理に問題はないのか、町長及び監査委員の見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、冒頭に答弁をさせていただきました。今回について、そういう法令に関する認識の甘さ、また条件の付し方で適切でない部分がということは、我々も認めております。財務会計上の怠る事実の責任ということでございますが、我々としては、公共事業の用に供するというところで、無償で使用させるという判断でございますので、その点に関しては該当しないと。

ただし、先ほど繰り返しますが、やはり認識の甘さがあったというのは、こちら側は議員のおっしゃるとおりであります。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 児玉議員の御質問に回答いたします。

今、町長も申されましたが、使用に関して目的を妨げる使用ということで、そこには過失があったものと、先ほども述べましたが、判断をしております。行政財産の目的外使用の場合の使用料徴収ということですが、本町におきましては、その徴収の条例が現時点において存在をしております。監査委員の判断といたしましては、免除というのは、債権者が債務者に対する意思表示によって債務を消滅させるということでありますので、使用料金の算出、積算ですね、先ほどから繰り返して申しますとおり、不可能な現在の状況では債権が発生することがないと判断いたします。債務も発生しないものと考えております。

以上のようなことから、現状の町の例規の状態では、使用料は積算できない状態ですので、そのことに対して免除という行為の法的根拠はないものであると解釈をしております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 町長、財務会計上の怠る事実には当たらんっちゃ言いよったけどよ、これは一度徴収しとつとですよ、町長、ねえ。それを返還しとっちゃがよ。ちゅうことは町に損害を与えとるこつになるわけですが、返還するちゅうこつは無償、ただにしとるちゅうこつちゃ、免除しとるちゅうこつちゃ。そうすると、返還するこつはよ、使用料を、あくまでも使用料ちゅうとだったら、総務課長、使用料を免除する場合はよ、町で条例を定めん限りはよ、減免、免除できんと思うが、条例で定めて減免したとですか。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

先ほども一部触れましたけれども、川南町財産に関する条例は存在しております。そのこの第5条に行政財産の目的外使用許可の準用規定がございます。第4条の規定に、普通財産を無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる、こういうことがございますが、その準用規定ということで第5条には、目的外使用の許可を行うに当たっては、その用途または目的を妨げない限度において使用または収益をさせる場合に、これを準用する。そこが根拠で無償という判断をしていると。根拠はこの財産に関する条例でございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） もう都合のええとこばっかり言うけんどんよ、238条の7項ちゅ

うけんど、今度、都合が悪いときは町の財務規則ちゅうけんどんよ、上位法が一番じゃったがね、上位法も、238条も4項までの規定に該当せんかったら、7項は適用されんとですよ。法律でそうふうに定めちやるでしょう。

○副町長（清藤 莊八君） 児玉議員の質問にお答えいたします。

法の解釈が、議員と執行部側で若干違うようでございますけども、地方自治法の第238条の4に規定されておりますのは、行政財産の管理及び処分に関する条項でございます。議員が言われる第1項に定めるものにつきましては、基本的にこれを貸し付け、もしくはその他の用途に付してはならないということが書いてございます。しかし、この同じ条の第7項には、行政財産はその用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができると、できる規定があるんです。今回はそれに基づいて、その許可した条件に甘さはありませんけども、使用許可を出したということでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 目的を妨げとるじゃないですか。

○副町長（清藤 莊八君） お答えします。

ですから、その件につきましては、先ほど町長、代表委員の方からも答弁がありましたとおり、許可の付し方に問題があったということで、職員一堂、反省をし、今後、新たにしようと考えておる次第でございます。

○議員（児玉 助壽君） 問題があったら、何で都合のええ法律ばかり持ち出すとですか。

○副町長（清藤 莊八君） お答えします。

都合のいい法律ばかりではなくて、できる規定が載ってますよねと、使用料についても免除する規定がありますよねということを言ってるだけでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 免除できんけんど、免除できる規定があるっち答弁のようじゃけんど。そしたら何にもせんでええちゅうこつになるわけじゃがよ、あくまでもこれは町有財産、町民の財産ですからね。町長やら担当課の財産じゃねえわけですから。

そしたら、使用料の免除やら、いろいろ減免措置があるわけですけど、今度、企業立地促進条例とか何とか言うけど、減免したり免除する場合は、それぞれ条件を付して免除せにゃならんわけですが、そういうこつもせんづつ免除できますか。町長。

○町長（日高 昭彦君） 何度もお答えをさせていただきます。ルールに基づいて、いろんな行動、職務をしております、その時点において不適切であると認められた場合には、やはり当然改善をすることが肝要でありますので、今回に関しても、また次に反省点を生かしながら進めていくところでございます。（「違う。俺が聞いとるのは、条例で定める、免除できるかって言いよつとよ」と呼ぶ者あり）

○副町長（清藤 莊八君） 今回の使用の許可に当たりましては、行政処分、いわゆる執行

部側で決裁をとりまして、この案件については使用料を取るべきか、取らぬべきかという判断をし、それに対して通知を行ったものであります。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） だから、使用料を1回徴収しとってやかい、貸し付けじゃねえっち、さっきから言うてる。使用料を1回徴収して、返すちゅうこつは、免除するこつになるじゃないですか。なら、条例を制定せん限りは返されんはずじゃがね。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり一時的に徴収した事実はございます。ただ、御指摘の前に、全ての冒頭からの事象を再度検証いたしました結果、やはりこれは取れないという判断をした。平成25年から時系列に並べて、そして判断を関係各課で行った結果、最終的にこれは使用の許可をして、無償という判断をして、返すという判断をしたところでございます。個々の事案じゃなくて、全てを並べて判断し、その結果がこういう形になったということでございます。根拠法令につきましては、先ほどから申しておるとおるでございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） これはね、あんたたちがみずからしたこっちゃねえじゃねえですか。私が指摘して、それがわかってから、ただけのことであって、自分がしたようなことを言うたらいかんでしょ。

これは、この買い受け業者のこの申請書を見るとよね、公園までの道路の養生、鉄板敷き、占用使用も入っとるわけですが、ちゃんとこれ写真も添付されとっちゃがよ。それにもかかわらずよ、その川南町法定外公共物管理条例における川南町道路占用料徴収条例があるにもかかわらず、これは道路使用料も徴収していないがよ、その法的根拠は何ね、根拠。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

進入道路についてですが、細農村公園の進入道路については、車両の出入りによって路面を傷つけることのないよう、鉄板を敷き、保護したものだという理解でありまして、独占的に利用させようとしたものではございません。進入道路が1か所であったということと、進入道路の幅員が狭いことや、大型車両が出入りしたことにより、独占的に利用したかのような誤解を与えてしまったというふうに我々は解釈しているところです。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） それはあんたの判断であってよね、鉄板を引いたらよ、ほかの人は利用できんわね。大体、人が使う道路に鉄板や何や引きますか。占用以外の何物でもないじゃないですか。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほどから繰り返すようですが、幅員が狭いというのと、進入箇所が1カ所しかないということから、道路を保護するための鉄板敷きであって、その上を歩行することを禁止してい

るわけではございません。ただ、事実上、鉄板を敷いたことによって、そこに近づける状態も少なからずあったかと思しますので、そのあたりはちょっと誤解を与えてしまった部分があったかと考えているところです。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） それはあなたの判断であってよね、課長、担当部署は違うでしょう。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

細農村公園の使用ということで申請に来られて、進入道路につきまして、我々の判断としては道路の占用というような見解ではなかったものですから、建設課への合議は行っていなかったところです。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） ちゃんとこれは道路を使用するごつ写真も添付しとるかいよ、ねえ。それはあなたの勝手な判断じゃけんども、あなたが決める決定権はねえはずじゃが、ありますか。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

道路占用という、占用許可であれば私には決裁権限はありませんが、占用許可ということでの申請ではなかったものですから、そこについては私から特別な回答をしたところではございません。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 私的にこのなんしとるようにしかとれんけんども。この道路占用使用料については、法的障害はないので、徴収する気になれば今すぐにでも徴収できると思うわけですが、対応できますか。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

関係課と協議の上、後日決定したいと考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） ちなみに、私の調査によると、この公園道路の面積は幅員4メートル掛ける延長70メートルで280平米となり、道路占用料徴収条例で定める使用料は1平米、月98円であるから、それに8か月掛けると、21万9520円となりますよね。

この細農村公園の使用目的が、伐採立木を河川に集材にて、公園に搬出する方法しかないためというような使用許可願であります。需要の面からして、利用付加価値は高く、道路占用使用料月98円で試算しても、公園面積が1,365.2平米掛ける8か月で107万317円つちなるわけですが、これは公有財産のあなたたちの私物化、それがそのまま収入損益となっていることは明確であります。収入損益の弁償を、監査委員、これは求めるべきじゃないですか。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 児玉議員の質問にお答えします。

川南町財産に関する条例、先ほどからお話に出ておりますが、4条、5条、5条は4条の準用規定ということで、一つは、準用で、第4条の無償または時価よりも低い価額で貸し付けができるということで、一つは、選択はできるというふうな条例にはなっております。

また、代表監査委員の立場といたしましては、先ほどから何度も申しておりますが、行政財産の目的外使用の場合の使用料徴収条例、これについては本町には現時点において存在をしていないのが実情です。ですので、免除という行為の法的根拠は、もう免除自体ないというふうに判断をしております。

○議員（児玉 助壽君） 今回この使用者に特別な利用を付与しているわけですが、地方公共団体は個々の事例ごとに費用負担の有無や、他の類似事例のバランス等、公益上の理由や、その他の特段の理由が認められるか否かにより判断すべきであり、使用料を免除するに当たっては、法、政令に抵触しない範囲で条例の制定が必要である。条例を制定しない使用料免除は、法的に無効の判例があります。今回の条例の定めなき使用料免除の不始末について、今後の対応を伺いたい。町長。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、免除ということに関しましては、今回は免除には当たらないということでございますし、ただし、議員が御指摘ありました不適切な処理をしたことに関して、我々も当然条例の、いろんな関連法規含めて、整備をしていく必要があると認識しております。

○議員（児玉 助壽君） 免除じゃねえっち言いよった。免除じゃなかったら何になっとですか。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

当初の段階で免除という表現をしておりましたけれども、条例に基づきまして無償という取り扱いをしたということございまして、免除じゃなく、無償ということで取り扱いしております。

○議員（児玉 助壽君） だから、行政財産を無償で貸し付け、使用させることができますかって。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほどから申します財産に関する条例というのが平成21年3月23日に制定しておりますが、その条項の中に無償もしくは時価よりも低い価額で貸し付けすることができる——使用許可をすることができる、貸し付けはできませんが、使用許可をすることができるという文言がございます。これに基づいて無償ということに、無償で許可をしたということになります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） だから、無償で貸す人は、法律やら政令、条例で定めた人じゃねえと、無償では使用させられないではないですかっち言いよっとよ。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問ですが、先ほどからも議論の中にありますとおり、西都森林管理署、そこが公的な収益を行うというようなことで判断をして、そういう判断を行ったと、無償の判断を行ったというところでございます。

○議員（児玉 助壽君） あっこを使用してなんしたとは買い受け業者ですよ。営林署じゃありませんが。

○総務課長（押川 義光君） 当初の段階での文書というのは西都森林管理署から出ておりまして、その中で条件、入札の条件とするという表現もございました。その段階で条件として、西都森林管理署自体が条件として付しておりますので、うちの当初の、免除という表現になっておりますけれども、その文書をもって入札に付した、その付した相手方は西都森林管理署ということで判断をしているところでございます。

○議員（児玉 助壽君） 何でその森林管理署が出てくつとね。ちゃんと買い受け業者が施設は使用する、使用申請書も買い受け業者が出しとつとに、何でそこで森林管理署が出るとですか。

○総務課長（押川 義光君） 再度、児玉議員の御質問にお答えいたします。

当初の段階での、平成25年の段階での、このことの発端は、先ほどから申しますとおり、西都児湯森林管理署長からの文書が冒頭の問題の一番初めになるところでございます。そういうことから、我々としては、この冒頭の段階での判断というのを優先せざるを得ないという状況になっているところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 冒頭で買い受け業者となりますと書いてあるじゃねえね。何で森林署がその判断基準に入るとですか。

○総務課長（押川 義光君） 先ほどから申し上げますとおり、公益ということで判断したというふうに考えております。

○議員（児玉 助壽君） 法律やら関係例規、それを精査した上じゃねえと貸されんでしょう。それをしたと。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

当時の判断としましては、西都児湯森林管理署からの使用についてという文書に関して、公共事業というところの判断から、関係例規でこのような判断をしたところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 農村公園も公共事業、それは賃借料を払うとるじゃねえね。これは地方自治法で、条例違反の処罰を第14条、第15条等の法律において、処罰の対象に執行機関がなつとらんかい、ねえ、言いわけしとるけんど、報告書の反省文面で、文書で、責任を回避しようとしとるわけじゃが、訓告かなんか、ほんなこつしたつち何の効力もありません。訓告してもらえば、それで終わりじゃから。それがどうして、ねえ、報告書で再発せんよう

に注意しますちゅうけんどんよ、具体的なその再発防止策、それがないじゃないですか。

○総務課長（押川 義光君） 先ほど町長も申されましたとおり、まず一番初めにやらなければならないことは、財産に関する条例の中で、目的外使用許可を行った場合の使用料の範囲を決定すること、そのことがまずやらなければならないことということで、現在着手し、改正を、今年度中の改正を目指して、今、改正文案を作成しているところでございます。まず、やらなければならないことは、議員おっしゃるとおり、財産に関する条例の改正。

それから、こういう事案が発生した場合には、やはり普通財産、行政財産関係の取り扱いを行っているのは総務課でございます。それから、いろんな取り扱いについては、関係する課、先ほど道路の関係もございましたけれども、そういう建設、それから教育、そういう関連各所のそれぞれの連携というのが今後の時代とともにやはり不可欠になってくると。その連携をとりながら、きちんと協議をし、そして決定していくというプロセスを今後構築するというところで話をしているところでございます。

それから、やはり職員の資質の向上ということでは、そういう地方自治法なりの研修を職員に、全職員に、やはり浸透させることが唯一ということで、そういう研修に全職員を行かせるように、今、年間2回程度、全体研修も含めて、そういう研修を行うということで対処してまいるという考えでございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 今回のこの議会、案件についてですが、きょうの議会、6月議会、報告書でいろいろ不適切なことがあったって認めておるわけですが、今回の決算認定における町長の「限られた財源の有効活用で効率的な町政運営に努めた」ちゅうのがうそ偽りになるがよ。監査委員の「平成26年度一般会計の運営については、複式簿記で財源管理を行い、行財政の健全化に取り組み、一般会計の運用は適正であったと評価をしています」が、これはうそ偽りになりますよ。

○町長（日高 昭彦君） 冒頭から申しておりますとおり、やっぱり御指摘のあった不適切であるという部分は、しっかりと我々も認めるべきだと思っております。ただし、全体的な財政上の効率的運用に関しては、非常に健全な方向に本町としては行っております。ですから、そういう表現をさせていただいております。

○議員（児玉 助壽君） 予算がね、町長、総体的な予算になるわけじゃがね。一部でも悪かったら総体的に不適切になつとが総体予算じゃがね、町の予算じゃがね、会計予算ですわ。

○町長（日高 昭彦君） いろんな考え方があるかと思えます。決して一つ一つをないがしろにするつもりはございませんが、全体を見ながら、それぞれもしっかりと把握していきたいと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 総額予算で議決するのが町の会計処理のあり方ですよ。一つでも不適切なことがあったら、適正な会計じゃないちゅうこつになるわけですがね。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、やはり不適切である、そういうことがわかった時点で改善策をとるのは、我々の責務だと考えております。

○議員（児玉 助壽君） うちの町、川南町の法と秩序は何たるものを伺います。

○町長（日高 昭彦君） 当然、川南町においても、ほかの市町村においても、やはり職員一丸となって、我々がやっている仕事の意味、やっぱり法に基づく行為ということはしっかり認識する必要があると考えております。

○議員（児玉 助壽君） 言いわけばかりしとつとやねえして、町長みずからが襟を正し、自分を律し、道義的責任をとることが川南の法と秩序になつとやねえですか、町長。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、やはり町長みずから率先してやっていくということは必要であると思います。本町として、いろんなことを、御指摘を受けております。総務課を中心に関係各課一丸となって、これからもいろんな御提案を受け入れたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いします。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 終わり。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時59分休憩

.....
午前11時09分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、蓑原敏朗君に発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） さきに通告いたしました要旨に基づき、本町の行政管理について質問させていただきます。

地方分権改革に始まった一連の流れは、さまざまな功罪を生み出したと思います。地方のことは地方で、自分たちのことは自分たちでという自己責任による自己決定という地方自治の本旨に基づく施行や意識の目覚め、あるいは国・県による国・県の指示・指導に従い、近隣自治体と横並びであれば安泰といった意識の危うさに気づく点においては、少しは効果があったかもしれません。

ただ、市町村の事務内容については、機関委任事務が廃止され、法定受託事務と自治事務とされましたが、大きく変わったわけではありません。財源の自由度が増すと言われた三位一体の改革も何だったのだろうかと思ってしまう。

市町村合併に至っては、お隣の熊本県では、合併にかかわる財政上の優遇措置をめぐって裁判闘争にまでなりそうでしたし、成功地では余り耳にいたしません。また、余り中央集権制から地方分権へとは至っていないと思います。

地方分権改革は、地方自治体にもいろいろな取り組みが求められてきました。その最たるものが行財政改革ではないかと思えます。高度成長期に見られるような好景気を背景にした税収増は望めない中、急激な少子高齢社会による社会福祉費の増大、社会の政治負荷のせいでしょうか、住民ニーズの多様化、高度化等により、歳出は増大する傾向にあります。より効率的な行政運営を追及することは決して間違っていないと考えます。費用対効果、コストパフォーマンスを意識することは必要でしょうし、民間組織、営利企業に学ぶことも多々あることでしょう。

ただし、民間企業と自治体では目的が大きく異なります。民間においては、利益の追求や利潤を生み出し、株主に利益をもたらすことが主な目的となっていますが、一方、公の機関は住民の幸福追求、福祉向上が大きな目標になります。最近では、自治体の運営を経営とかマネジメントということもあるようですが、自治体の目的、本質は変わるものではありません。新しい言葉に言いかえても当然その運営において企業と自治体に異なる点が生じることは仕方のないことだと思えます。

町長は、町政運営に当たってたびたび選択と集中ということを口にされます。予算が潤沢にあり、町民の要望に簡単に応じることができれば、行政執行機関、町長と言いかえてもいかもわかりませんが、楽な職業と言えるでしょう。しかし、現実はそのまわりません。限られた予算でより効率的に、また、重点的に執行するためには事務事業の見直し作業は必ず必要になってきます。そのためには事務事業の現況や進捗状況、効果を的確に把握することが必要になってきます。そこで本町の行政管理の現況についてお尋ねします。

まず、各種の事務・事業をなされていますが、その進捗状況、把握管理はどうなっていますか、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員のさまざまな行政経験のもとにいろんなアドバイスをしてもらったものと思って感謝を申し上げるところでございます。

まず、1点目の、1点目というか、事務事業の進捗状況ということでございます。本当に御指摘のとおり、さまざまな自治体がいろんな考えを持って、これからの時代をということで知恵を出してるところでございますが、やっぱり議員が言われるとおり、こういう公共団体の主たる事業というのはそんなに大きく変わるものではないと。逆に言えば変わってはいけないもののほうが多いのではないかなというのを感じております。一般的な事務事業につきましては、当然所管する所属長が把握し、それを目的の達成に向けて管理監督をさせていただいているというところでございます。

特に、重要な事項、懸案事項につきましては、課長プラス町長、副町長、教育長を入れた15名の行政会議というところで協議をさせていただき、方向性、決定ということをさせていただいております。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 15名の会議でいろいろ検討されてるということですけど、進捗状況と申しますか達成度の把握は、課長等の報告をもとに町長は把握されているという理解でよろしいでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 大まかに、一言で達成度いう非常にいろんな意味を含んでるかと思いますが、そういうことを一つ一つ事業ベースで落とし込んで、その都度、事業の進捗状況を把握をさせていただいております。最終的な判断ということで全体として取りまとめている状況であります。

○議員（蓑原 敏朗君） その把握の頻度はどのくらいで、月1とか、月2とか、二、三カ月に一遍とかいう程度でしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 事業が基本的に年度単位でございますので、大きな節目というのは、年に中間、そして最終的であります。毎月その都度、先ほど申しました行政経営会議をさせていただいておりますので、議員の質問にそのまま答えるとすれば、月に1回ということになるかと考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） ハード事業というのは割と目標があって、ただいま50%だよ、70%だよ、割とわかりやすいと思うんですけど、特にソフト事業のほうの把握はどのようにされていますか。

○町長（日高 昭彦君） 今言われるとおりハードというのは非常に見やすい部分があります。ソフトの部分のどのくらい進んでいる、今何が問題なのかというのをしっかり把握するのが本当に今大事な我々の任務だと思っております。

その部分をどうするかというのは、やっぱり随時検証しながらやっているところでございますが、そのままを答えるというのが非常に厳しい、なかなか言葉が見つかりませんが、そういうことをしっかり皆さんに見えるようにやるのが、これから我々に非常に求められていることだと感じております。

○議員（蓑原 敏朗君） ハード事業も含めてですけど、ソフト事業のほうは特に完成形っていうんですが、ランドデザインを最初、事業出発される前に描かれると思うんです。それと比較しながらやっていくことが必要でないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まさにそのとおりだと思っております。どの時点で判断するかということもあるかもしれませんが、基本的には年度単位の事業であります。ただし、我々も私も1人の政治家として、やはり4年という任期を持っておりますので、1期目に財政をしっかりと土台をつくらせていただきましたので、今期4年間のプランを当然所信表明ということでやらせていただきましたので、今、今期がその実績をつくる時だと感じております。

○議員（蓑原 敏朗君） だから、さっき申しましたランドデザインに対してどうなのかということを見るためにも、全部の事業につくりなさいということじゃないんですけど、チ

チェックシートみたいなのをつくっておけばいいんじゃないかと思うんです。そして、それがスクラップビルドにも役立つかわかりませんが、今よく言われるアカウントビリティにも活用できるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 昨年から事務事業評価制度というのを導入、試行しております。なかなか厳しい部分は当然ありますが、基本的に予算を執行するどの状況、どんな状態なのかというのを把握するのは重要でありますので、今それを職員でやっているとございます。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 私が言いたかったのは、予算の消化率とかそういうことじゃなくて、描かれた設計図、グランドデザインに対して今事業がどの程度いつてるのか、どのあたりにあるのかというのを把握することが重要でないかということをやったわけなんです。

次に、どうしても事業の進捗状況、把握等ができませんと、当然評価という作業になってくると思うんです。財政状況が大変厳しい中で、かつてのように総花的に施策展開というのは不可能に近いわけでありまして、適正な評価があって初めて正しい選択と集中ができるものと考えます。事業は、進捗状況は把握されておられるということでしたけど、どのように評価を行い、どのようにフィードバックされているのかお尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども少し答弁させていただきましたけど、平成26年、昨年から事務事業評価制度というのを導入しております。それは当然事業ごとに切り分けて、その事業の対象者であるとか目的であるとか、そういうことを一つ一つチェックする評価シートというのを作成し、いわゆるPDCA、プランを立てて、行動して、チェックして、アクションを起こすという、そういうサイクルを回す取り組みを現在進めているというところでございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 一口に評価、評価と言っても、町長、今、事務事業評価とおっしゃいましたけど、政策評価、行政評価ということもあると思うんです。その1つに事務事業評価ということがあると思うんですけど、それらをどう捉えてらっしゃいますか。

○町長（日高 昭彦君） 繰り返しになりますけど、昨年度から取り組んでるそういう評価制度について、本年度は当然町が出してます長期計画、それぞれの事業を長期計画に掲げる政策、それと突き合わせて将来の川南の姿、そして今、目標のために必要なことを評価しようと考えているところであります。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひ、長期計画に沿って目標を設けてやっていただきたいと思うんですけど、あえて目標ありきっていうんですか、途中で是正する点があったら是正しても一向に構わないと思うんです。過ち、過ちじゃないです、事を改めるにはばかりは一つもないと思うんです。グランドデザインを設けてそれに向かって頑張りたいと思うんですけど、その中でいわゆるB/Cはどのように町長は判断してらっしゃいますか。

○町長（日高 昭彦君） 今、B/Cという言葉で言われましたけど、やはりコストがある以上そういう費用対効果というのは非常に大事な視点であります。

我々が行う事業というのは、議員が一番最初に言われた民間とこういう自治体との違い、そういうのも含めて住民のために何ができるのか、住民とともにどういう方向に行くのかというのは大事な視点だと感じております。

○議員（蓑原 敏朗君） 今、町長はいみじくも住民とおっしゃいましたけど、住民という物差しは本当おっしゃるように非常に大事な物差しだと思うんです。ぜひ今後ともその判断を材料の物差しの柱に置いていただきたいと思います。

それと、先ほどP D C Aをおっしゃいましたけど、ぜひ、計画等も見直しが必要だって言いましたけど、いろんな事業についても一つ一つP l a n D o C h e c k A c t i o nという行為は絶えずやっていただきたいと思います。

次に、事業仕分けということがいつとき流行ったことがありましたけど、どのようにして事業の選択と集中ということを、町長はやろうとしてらっしゃるか、やってらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） これからの社会において、議員が言われるとおりの潤沢な予算があるという状況はもう想定できませんので、当然そこには何が必要なのか、何を減らすべきなのかというそういう意味での選択と集中でございますので、それを判断する材料というのは、今は川南町の状態、これから社会構造の変化、ニーズの変化とか多様性というのを含めて判断するしかないと考えておりますので、判断するしかないと思っておりますし、現にそういうのを一つ一つチェックをさせていただいております。

ですから、政策的に集中してやるべきことに関しては、やっぱり資源をしっかりと投入していきたいと考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） 適正な判断をぜひお願いしていただきたいと思いますけど、1つ提案ということじゃありませんけど、いろんな事業を評価してらっしゃる中で、ほとんどがうまくいってらっしゃるんだろうと思いますけど、もしうまくいってないとして、評価の物差しの1つに時間を入れていただきたいと思いますと思うんです。例えば町長が1年でとか、2年、3年というピリオドで考えてらっしゃったときに、その予定よりうまくいってないとしたら、政策がまずいか、やり方がまずいかどちらかだと思うんです。だから、ぜひ判断基準の1つに時間というものを加えていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まさにそのとおりだと思っております。先ほど民間と自治体は違うとは申しましたものの、私の感じる一番の問題点というのは、やはりコスト意識とスピード感だと感じておりますので、今言われた時間の物差しというのはしっかり把握していきたいと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひよろしく申し上げます。

よくピンチをチャンスにとか言います。単純に聞いてみますと、ピンチが単純にチャンスに変わってくるような、こう聞こえなくもないわけですが、これ言いたいことは多分自分なりに解釈いたしますと、危機に陥っても対策・発見を見つけ出して、結果として新たな発展も生まれることもあるんじゃないかと。要はあきらめずに発奮しなさいということが言いたいんだろうと思うんです。ピンチが自然にチャンスに変わるなんてことは、私はあり得ないと思うわけです。むしろ、ピンチを招かないように正しい選択と集中を常に行うことのほうが大事なんじゃないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） なかなか意味のある言葉で本当に、ピンチを招かないように正しい判断、選択・収集というのはそのとおりだと思っておりますし、ピンチをチャンスに変えるということが、今、川南町が向かっている向こうに見たい、そして今職員の中で変わりつつあるのは、明らかに若手が自分たちで考えよう。しっかりと意見を研修という形で学ぶのではなくて、自分たちから意見を出し合って何かをつくろうという機運があるというのは事実でありますし、現にそういう研修を職員がやってくれておりますので、当然、幹部職員は幹部職員としての務めがありますので、やっぱり役場がチームとしてしっかり機能するように我々も、町長、副町長、そして教育長、三役入れてしっかりと進んでいきたいと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） 日本を代表する企業、今ちょっとマスコミでにぎわっております東芝の危機が伝えられております。事業の選択と集中を見誤った結果ではないかと私は思うわけです。目先のことにとらわれて粉飾決算に走った結果が今大きな危機に陥っていると思います。ぜひ、近視眼型と鳥瞰型の目を持って、言いかえますと直近の今の課題も対応しなくちゃいけないし、将来を見据える先見性を持った目でぜひ判断を行っていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まさにそのとおりだと思っております。現実をしっかりと見つめながら、やはり将来のビジョンについては語る必要があるし、それが政治家の仕事だと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） 町長なり町の意向を体得して、その政策を具現化するためには、職員が、職員と言っても過言でないかと思えます。6月議会において私が、住民ニーズが多様化、高度化する状況下、また、右肩上がりの税収増が見込まれない中、自治体間の差は職員の差に負うところが大きいのではないかとお尋ねしました。町長は、人材、職員の育成は大変重要なことであり、4年前とは違い、職員は大きく成長したし、今さっきちょっとおっしゃいましたが、若い職員を中心に新しい勉強もしているよとおっしゃいました。新しい川南町方式が生まれると答弁されました。4年前とどう変わっているのか、新しい町民と向き合う会議方式等がもしありましたら具体的にお聞かせをください。

○町長（日高 昭彦君） 一番の違い、いろんなことがあるのかもしれませんが、私が特に

今感じている重要視してるのは、当然2期目でありますし、今回結果を出すというのが私の仕事だと思っております。

職員の中で違うのは、しっかりと意見を言える雰囲気が出てきていると。会議のやり方も従来の会議が悪いとかそういうことではない。報告的な当然会議も必要なんですが、今風に言えばワールドカフェとかダイアログと言うんですが、1対1がちゃんと向き合っていて意見が言えるという、そういう形を川南町の方式に何とか取り入れたいと考えておりますし、現にそういう方向に進んでいると私は思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） 確かに私たち末端の町村においては、住民と直接face to faceというんですか、顔を合せて接する機会が多いわけです。意見を正しく伝えるというのは本当大きな能力、必要な能力だと思います。説得じゃなくて理解をさせる能力というのは必要だろうと私も思います。

ただ、ちょっと気になりましたのは、先ほど同僚議員の質問の中にもありましたけど、町長、総務課長の言葉にも、襟を正したいとか、反省しなくちゃならない点もあるとおっしゃいましたけど、殊、地方自治法に対する知識の欠如ちゅうのは、市町村議員、職員にとっては、もう欠くべからざることだと思うわけです。ぜひとも実務能力の向上、特に政策形成能力とか法制執務能力、担当部署、税務課であれば税法とか諸制度の修得もぜひ、一長一短にできることではありませんけど、ぜひ実務の中でも勉強しながら体得することは必要じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） いろんな仕事がある中で今言われたような能力、法制執務であるとか政策の能力、本当に大事であると思っておりますし、今我々が公務員として基本的に絶対必要なことというのは、議員が言われるとおり当然全職員学ぶべきだと思っております。さまざまな不適切な行為があったということを過去に指摘を受けておりますので、そういう反省を踏まえてしっかりと学びたいと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） 地方公務員法では、職員に研修をさせることが義務づけられておりますし、いわゆる評価と勤務、研修と勤務成績の評定というのはセットになっていると思います。続けてもちろん章の見出しもそうってますし、条的にも続けて書いてあると思うわけです。人事評価を本人に伝え、本人も自己能力の向上開発に生かすべきだと思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 人事評価制度においては、2年前の25年から取り組んでおります。国のほうも地方公務員法改正ということで、28年度には義務化されたところであります。人事評価というのが大事であるというのはもう職員当然わかっておりますが、その中で特に重要なのは今言われたように誰にもわかるように公平性であること、客観性があること、そして透明性があること。最終的には職員がそれをしっかり理解でき、納得できるとこまでいく必要があると感じております。

○議員（蓑原 敏朗君） 今ちょっと、後で質問しようと思ってたことを町長が言われましたので、ちょっと頭の中が混乱しておりますけど、総務課長は同僚議員の質問の中で地方自治法の研修なんかもさせていきますと、年に2回程度させていきますとおっしゃいましたけど、研修、地方自治法はもちろん大切なことですが、その他の研修についても、ぜひ内容について事前にチェックされたり、研修等で勉強されたことをうのみにするんじゃなくて、ぜひ取捨選択する能力を持った上で研修に臨んでいただきたいと思うわけです。

町長、ここでついでにお伺いしますけど、町長の職員の理想像というんですか、町長が職員に求められてるものは、たくさんあるんでしょうけど、主なものなんか持ってらっしゃったらお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 一言で答えるならば、自立できる職員だと私は感じております。（「自立」と呼ぶ者あり）はい。

○議員（蓑原 敏朗君） 町長、自立できる職員ということでしたけど、もちろんそれはいつまでも先輩や同僚に頼ってばかりおる職員じゃ困るわけですが、1つ、行政を取り巻く環境、町村職員の住民サービスの提供先である住民の意識も刻々変化してるわけですが、これらに対応するために、ぜひ職員の方々には常に行政の主役は住民であるということをぜひ持っていたいただきたいと思います。これは別に答えは要りません。

人事評価のことで、町長は透明性、公平性を持ってということでしたけど、全くそのとおりだと思います。人事評価は被評価者、評価される人が納得できればいいんですけど、そういうことは余り自分はもうちょっと評価されていいのにとか思う場合が多いんじゃないかと思いますが、少なくとも評価される側が被評価者以外の多くの方が納得するようなもの、つまり、公平性・透明性・公平さがなければ職員間に不信感を招いたりモチベーションの低下につながると思います。末端の自治体では仕事内容がそれぞれが異なり、共通の物差しがなかなかないわけです。だから、その辺、ぜひ公平、町長も先ほどおっしゃいましたけど、ぜひ公平性、透明性、職員のモチベーションが低下することのないようにぜひお願いしたいと思います。

人事評価制度は、うまく機能すればいいですけど、職員の不振や意欲低下にもつながりかねない、いわば両刃の剣って言える側面もあるかと思しますので、ぜひよろしくお願ひします。

来年から実際の、今までは試行、試みに行くということだったけど、来年からは実施ということだそうなんですけど、普通、試行といったら半年とか1年が単位ですよ。もうずっと前からこの評価制度というのは言われているわけなんですけど、それだけ評価の困難さがあるがためにずっと試行、試行ということが言われてきたんだと思います。

ぜひとも町長自身に当たっては、役場全体の能力低下を招かないよう、ひいては住民のサービスを落とすことのないように、ぜひうまく慎重に大方が納得をする形でやっていただ

きたいと思えますけど、決意をぜひ伺いたします。

○町長（日高 昭彦君） 人事評価につきましては、本当に今議員のおっしゃるとおりで、本町も3年目になっております。なかなか我々目指すところにあるのかということに関しては、やはりその都度、その都度、振り返りながらやっているところでございます。特に力を入れてるのは職員のそういう行動に着目した評価の実施、そして評価したことを本人に対する開示をいたしております。なかなか両者が納得できるというのは難しいかもしれませんが、そういういろんなことを、小さなことをしっかりと受けとめられるように、総務課に相談窓口も求めておりますし、最終的に大事なことは住民のサービスを低下させてはいけない、職員のやる気をなくしてはいけないという今御指摘のとおりだと思っておりますので、非常に大きな問題として今後もずっと取り組んでいきたいと考えております。

○議員（荻原 敏朗君） ぜひよろしくお願いいたしたいと思えます。

最後の質問に移りたいと思えますけど、世の中は常に変化しています。そのスピードというのは過去と比べると徐々にスピードは速くなり、さらにドラスティックなものになってきているんじゃないかと思えます。

先ほど申しましたが、地方自治体は営利利潤を追求する法人ではないということは、地域住民のためのものであるということをお申しました。だからといって地方自治体の本旨は失ってはなりませんけど、時代の変化に対応することは求められているわけです。町の仕事は企画・立案とかは別にいたしまして、最終的には住民を対象にいたしますので、住民の質の、職員一人一人の能力スキルの向上は必要でありますけど、一定のマンパワーも必要じゃないかと考えています。

例えば、町長は、町民の健康のことを口にされることがありますけど、町民の健康増進しようとするなら、保健師さんを初め町民の健康をつかさどる職員と申しますか、がどうしても必要です。健診とか事後のフォローも、郵便より電話、電話より直接面談のほうが効果があるんじゃないかと思えます。

私の友達の話で恐縮ですけど、走る仲間にも町の健診で大腸がんか直腸がんか忘れてましたけど、疑いがあるということで精密検査を受けてくださいって来られたと。それが一遍にへんやったらほらくっちょこかとおもちゃったけど、もうなんべんも来やるから、保健師さんに悪いから受けたつよね、結果はよかったんですけど、そんなふうにしつこい、ちゅう言い方はおかしいですけど、たびたび訪問されたので相手に悪いな思って受けられたそうですけど、そんなふうには直接面談のほうが効果もあるんだろうと思えます。町全体の予算やコストパフォーマンスは当然考慮する必要はありますが、町長が進めようとする政策に、物理的にマンパワーが必要な場合もあると考えますけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今言われたマンパワー、本当に人ができるやるべき仕事、郵便よりも電話、電話よりも直接行くという、本当に大事な視点だと思っております。本町もしく

は全国の、特に町村部が抱える問題、少子高齢化と言われております、その中においてそれは予算でいけば支出が増えるというそういう問題と、もう一つは健康という、やっぱり人の体ですから、健康の向こうに見たいのは健康寿命であります。それは単なる長生きではなくて、なるだけ介護の期間を少なくする、そして本当に住民とともに健康な生活を送りたいという意味において、今保健師の重要性も十分認識しております。なかなか職員を単純にふやせない部分ではありますが、できることをしっかりやるというのはもう大事な視点でありますので、マンパワーという視点は、もし職員が足りないのであればそういう仕組みをつくる、また、住民の方をお願いする、いろんなやり方あると思います。重要だと感じております。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひお願いしたいと思います。住民の健康という場合は、よく例に出されますのが、長野県の佐久地方のことがよく問題にされると思いますけど、保健師さんの数は他の自治体と比べると数段、もちろん川南町と比べてもかなり多いというふうに私は認識しております。それによる効果が大きいし、ひいては国保税とか、税だけの問題じゃなくて、住民の健康につながっているという評価がされているようです。よろしくお願いたします。

先日、第6次行政改革の説明をちょっとしていただきました。この第6次の計画のコンセプトは何なんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 時間をとりましてすいません。今年度から第6次行政改革ということで推進させていただいておりますし、今までも民営化の推進であるとか、職員定数の適正化ということで、いろんな意味でトータルとしては非常に川南町がいい方向に進んでいるのは事実でありますし、一定の成果を上げていると確信をしております。

コンセプトは何かと言われましたけど、やはりこれは多分ずっと一緒だと思うんですが、限られた経営資源の中で最大の効果を上げると。先ほど議員から言われました選択と集中であると感じております。

○議員（蓑原 敏朗君） 説明を聞いただけでちょっと危惧したわけですけど、コストカットが主な目的になっていないのかと。ゆめゆめそういうことはなんでしょうけど、住民の福祉向上につながるべき行政改革でなければならないと考えております。適正な判断のもと、ぜひ住民の福祉向上につながる行政改革であってほしいと思うわけでございます。それがまさに町長のおっしゃる選択と集中ではないかと思うわけですけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まさに今御指摘のとおりで、本当にコストカットすればいいと、経費を安くするというのではなく、最終的には住民の福祉の向上でありますし、そのために最小の経費で最大の効果を上げるとのことだと信じております。

○議員（蓑原 敏朗君） ありがとうございます。ぜひそのようにお願いしたいと思います。事業消的な予算とか、アライバイ工作的な事業は、もうやめられてもいいと思うんです。ぜひ必要な事業に選択と集中、取り組んでいただきたいと思います。

1つの指標として、自治体を判断する材料の指標、バロメーターとして、政策的予算が多いほどいい自治体と言えると思うんですけど、コストカットを目的化することなく、人員配置を含めて目的と手段を過つことのないよう、ぜひ行政改革に取り組んでいただきたいと思います。

行政改革の具体的な中身については、今後もお尋ねすることがありませんけど、よろしくお願いたします。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長(川上 昇君) 答弁はいいですか。

○議員(蓑原 敏朗君) いいです。

○議長(川上 昇君) 暫く休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、福岡仲次君に発言を許します。

○議員(福岡 仲次君) それでは、通告に従い質問いたします。

まず1点目は、農業後継者に対する考え方、取り組みについてであります。

農業の町・川南にとって貴重な存在である後継者への町としての考えはどうしているのか、後継者の掌握はしてあるのか、また、どのような支援を行っているのか、また、一つに後継者の花嫁対策はどうでしょうか。以前は分館長会を対象にして結婚相談員という制度がありました。今ではどうなっているのかわかりません。このことは農業後継者だけではなく、町全体の若者にも当てはまるのではなからうかと思えます。それと少子化という一つの問題点にもかかわってくる問題だと思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。また、新規就農者には県、国などから青年給付金などいろんな支援がございます。農業後継者には町として考えていないのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、南海トラフについて伺います。東北大震災より4年半が過ぎようとして、震災の恐ろしさが忘れられようとしている今日ですが、予想される南海トラフの川南町の対策はどうなっているのか、防災マップ等で示されていますが、その対策は。地震はさることながら、予想されている津波の対策は、取り組みは、また、住民の命と財産を守る大切なことと思えます。住民の不安を少しでも和らげるためにどのような対策がされているのか、防災マップ等で示されることがどのような形で住民に示されているか伺いたしたいと思います。また、避難所、避難路、その指定等はどうか、また、今後防災タワーの建設予定はされているのか、以上申し上げ、あとは質問席で伺うことにいたします。

○町長(日高 昭彦君) 福岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、農業者の後継者についてでございますが、全体として把握しているのは、2010年の農林業センサスの数字であります。町全体として農業経営体が876あるうちに、後継者がいる数が370、率にして43%になるかと思っております。最新のデータという形では、全体の把握は正確にはしておりませんが、認定農業者という形の中では随時させていただいております。

現在、認定農業者が358経営体ありますので、今後継者がいる方、これから予定する方、逆に若いけど、もう後継者ではなく経営者となっている方も含めると、合計で175、つまり半分近くということでございます。それが多い、少ないということに関しては、さまざまな言い方があるとは思いますが、我々としてはしっかり今この数字を少しでも上げるために、また町全体のしっかりした計画をつくるために今作業をしているところでございます。

いずれにしても、ちょっと前後しますが、後継者についての事業はということでございますが、後継者と見るか、やはり一つの農業という産業として見るかでありますので、町としては認定農業者を核とした農業のスタイルとして捉えておりますので、間接的には後継者の育成につながる事業をいろいろ考えていきたいと思っております。

また、花嫁対策についての質問をいただきました。手元のデータで20代、30代の未婚率、2000年においては55%でした。2010年において47%ということで増加傾向にあると思っております。

これは農業後継者だけでなく、町全体として今後地方創生もありますので、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

3つ目の新規農業者にはいろいろ事業はあるが、後継者がないのかということですが、最初の答えとダブリますけど、新しい仕組みを平成28年度、来年度に向けて何かしっかりと取り組もうと今模索中でございます。検討しているところでございます。

最後に、南海トラフ、防災に関しての御質問でございました。昨年度に地域防災計画をまた新しく作りまして、それにおいて津波だけでなく、さまざまな災害、想定される災害含めて総合的な防災行政の推進を図っているところでございます。

特に津波に関して言えば、御承知のとおり、本町は通浜地区がありますし、また浸水が予想される伊倉、高森、松原、そういうところがございますので、新しい今、自治公民館制度がスタートしてまいりましたので、その中で自主防災組織という形で取り組もうとしております。

それは本町において、今津波の最大高さというのが13メートル、そして一番早く来た場合に20分と想定されておりますので、ということは、15分以内に15メートルの高台まで避難できるかという状態と想定したときに、まずは自主的に避難をするということが肝要かと思っておりますので、おとといも通浜地区の防災訓練、津波避難訓練という形でさせていただいております。いずれにしても地形上のこと、自然災害については、いつ、いかなるとき発生するか

わかりませんので、常にしっかりとした対策をとって、今後も取り組みたいと考えております。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） 答弁いただきましたけれども、後継者の問題であります。言われるとおり、いろんな形で認定農家を対象に支援されることは存じておりますけれども、その中でも認定農家でない後継者、この把握をやっぱりしていかないかんと思うんです。その中でどうやっていくかということは、きょう私、私農業委員も兼ねてますけれども、農業委員会で認定農家の審査会等をやりますけれども、その中で求められているのは何かということ具体的にやっていかにやいけないんじゃないかならうかと思えますし、それは何かといいますと、青色申告なり、自分の土地が持ちたいなり、いろんな規模拡大とかいろんな形が出てきますけれども、その情報をどう伝えていくかが課題になってくるかと思えますので、その辺もまたお聞き願いたいと思えます。

○町長（日高 昭彦君） 今言われたとおり、いろんな形での情報というのは非常に大事であるかと思えます。現在把握していないものがあるとは言いつつも、それがいい状態ではないし、今川南町の状態というのは、常に我々もしっかりとそういう目線で頑張っていきたいと思えます。

また、質問によって足りないところは補足説明をさせますが、繰り返しますけど、いかに情報が大事であるかというのは、もう今御指摘いただいているとおり、我々も認識しているところでございます。

○議員（福岡 仲次君） それでは、後継者問題についてももう1回相談、結婚相談員のことについてお願いをしたい。さっきも言いましたけれども、今現在としてそういう制度は途切れているのかやめたのか、今後続けていくのか、その辺をよろしくお願いします。

○産業推進課長（山本 博君） 福岡議員の御質問にお答えいたします。

今現在、そういう後継者といいますか、相談員制度等は設置されておられません。この男女間の交流といいますか、この対策についても花嫁対策についても取り組んでいる自治体もありますが、今現在川南町で取り組んでいないというところがございますけれども、若者連絡協議会というのがございまして、川南町、新富町、木城町というところで「わっけいどう」という組織がされております。その中で年に一度、男女の交流会を通しまして、そういった男女の交流イベントを企画しているようであります。

また、農協青年部におきましても、そういった交流会をしておりますので、町としては裏方として参加をさせていただいているところであります。

そういったところから、こういったところと今後連携をとるなりして、花嫁対策というところを強化していきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（福岡 仲次君） 今申されたことは、行政として職員でやるということであろうとは思いますが、結婚というのは地域住民に接する機会の多い、その辺の人にやっぱり相談員を置いておいたほうが話がしやすいんじゃないかなと思うんですよね、親も子供も。そういう意味ではやっぱり相談員を、今6区に分かれておりますけれども、6公民館ぐらいには置いていく必要があるかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○産業推進課長（山本 博君） 福岡議員の御質問にお答えいたします。

やはり自治体のほうでこういった花嫁対策協議会なるものを設置して、結婚相談員というものを設けている自治体も見受けられます。それが、成果が出ているのかどうかというところはわかりませんが、その設置に当たっては今後の検討課題かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（福岡 仲次君） 検討していただくことは大変ありがたいことだと思いますが、町長にお伺いします。

町長、御存じのとおり、さっき申しましたとおり、少子化対策にもなるんですよね、これ。町の住民が減少している中で、そこ辺をクリアしていくことこそ少子化対策も出てくるんじゃないかなと思うんですが、その点についてお伺いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおりでありまして、現在、日本が抱えている問題の中に、特に地方において人口が減っていくという現実が数字的にはもう予想をされております。それに対してやはり何らか行政として手を打つべきだと思っておりますし、大きな意味では地方創生の枠の中ですが、一つ一つ今議員が言われる結婚相談員のことであるとか、地域のあり方であるとか、若者の組織のあり方であるとか、いろんな方面から行政もできる範囲でしっかりやるべきだと考えております。

○議員（福岡 仲次君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただきたいなと思っております。やっぱりやってやり過ぎじゃないと思うんですよね、いろんなことをやってみて。でも、行政としては、いろんな金のかかることはやりたくないというのが現状かなと思いますけれども、そうじゃなくて、やっぱり経済が潤うような形になるようにやるんだという気迫でぜひ取り組んでいただきたいなと、こう思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

それから、あと相談員のこと、結婚相談のことについては以上で、後継者問題も、まあまあ返答いただきましたので以上で終わりたいと思っておりますが、まずは、次に南海トラフについて、さっき9月1日に防災訓練等を通浜でやられたということをお伺いしましたけれども、南海トラフについて、さっき言われるとおり13メートルの津波が来ることが予想されてます。通浜から伊倉、浪掛、高森まで、防災マップに示されているんですが、その辺の住民にどのくらいまで周知徹底してあるか。

それと、津波の高さが13メートルといっても、目で見て13メートルほどのくらいかということ、表示をどこにしてあるのか、どういうふうな形でやっているのかを伺いたと思います。

○まちづくり課長（永友 尚登君） まず、周辺の地域住民の周知という点であります、先ほど議員おっしゃられるとおり、防災マップについては24年度、配布については25年ですが、作成しまして、配布しております。これも、もう作りまして2年程度たっておりますので、今年度防災マップをさらに見直して、といいますのが、公共施設等がなくなる、なくなるというか民間移譲になった部分もありますので、再度作成し直して、そこら辺を周辺地区住民に意識高揚のために配っていきたいと思います。

まずは、防災は自助だと思っております。そして共助だと思っておりますので、そういった13メートルの危険地域にかぶるところの住民については、特にそこ辺の意識高揚を含めて図っていきたいと考えております。

○議員（福岡 仲次君） さっき言いました13メートルの表示をあの地域、その到達する地域だけじゃなくて、こういう役場の庁舎とかそういうところに10メートルと13メートルと、このくらいの高さですよと認識させるようなことも大事ではなかろうかと思えます。

と申しますのは、やっぱり地域住民、通浜に遊びに行く人、買い物に行く人、いろんな方がおられるわけですから、その人に13メートルほどのくらいまでだかというのをやっぱり表示して、常に頭に置いておかせるといふか、そういう配慮も必要かなと、こう思ってますがいかがでしょうか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） その点につきましては、平成23年度に海拔計測を委託しておりまして、町内30カ所にそういった標高を設置しております。もちろん一番危険地域の例えば漁協だったりとか、いろんな地区、町内30カ所に、川南町役場にも設置してありますが、そういった標高の看板を設置しております。

それとあわせて、今通浜地区の自主防災組織がすごく自主的に今活動していただいております。そういった中でさらにポイントを設けて標高、避難所まで、標高13メートル以上のところまでどのくらい距離があるかっていうのを、今年度それを、予算的には来年度へ向けてですが、それを表示して、自分がいる場所からどのくらい、何メートルあるのか、そのとき何分かかるのか、もちろん平地ではありませんので、特に急傾斜地が多ございますので、そういった部分をさらに追加して、来年度に向けてそれを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） 今、その避難路のことを申されましたけど、避難路については、やっぱり高齢者、高齢者の方が相当おられると思うんです。特に通浜地区にも、そういう例外でない高齢者の方がいらっしゃるわけですが、まずその人たちの不安を取り除くためにも訓練っていうか、日ごろの実践を教えるというか、そういう自主的に避難する訓練をやっ

りやっておかないと、いざというときは間に合わないと思うんですよね。東北大震災のときに、本当にテレビの画面を見て、津波の恐ろしさというか、そういうものを生で感じたわけですけども、そういうことを考えてみますと、やっぱり日ごろからそういう訓練を年に一遍とか防災の日にやるとか、そういう問題ではなくて、やっぱり常日ごろからそういう訓練ができる体制をつくっておかなくちゃやっぱり無理だろうと思うんです。いざそのときだけっていうのは。

特に、さっき自主防災という話がありましたけれども、自主防災でやろうとしているのはいいんですけども、この行政合併で自治公民館制度ができて、通浜と通山の、この通山校区の公民館が1つになったということで、特に消防団も削減されているという現状かと思えます。

そんな中で、どう通浜地区の防災をやっていくのかというのが一番課題になってくると思うんです。その辺の自主防災組織なりのつくり、つくっていく今後の計画はおありかお願いします。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 議員おっしゃられるとおり、今6つの自治公民館があります。そういった中で、各自治公民館でそういった自主防災組織の結成に向けての動きがあります。まだ結成に至ってないところもありますが、御案内のとおり4カ所、旧18地区の通浜、それから旧17地区、それから旧2地区、それから旧7地区の中に市納方面で自主的につくられているところがあります。

そういった中で間違いなく行政はそういった自主防災組織の支援をしていかないといけないと考えております。そういった中でまず何ができるかという部分を考えていかないといけないと思っておりますが、先ほどから申し上げるとおり、まず災害が起こったときには自助、共助であります。行政がそこに助けに行くには、まずそういった状況にはなかなか厳しいものが、これまでの災害含めて、これはこれまでの災害の場合に動けてないというのは、もう実績のあるとおりでありますので、そういった部分でまずは意識を高めていきたいと思っております。

それから、高齢者とか障害者等の要配慮者については、これは福祉課のほうでももう既にそういったシステムを入れております、名簿等ですね。そういった部分がどこにあるかという部分もシステム化されておりますので、そういった部分が機能的に動けるように、これは議員がおっしゃられるとおり日ごろの訓練だと思います。考えるよりもまず体に覚えさせることだと思っております。そういった中で通浜の自主防災組織は、これまで先ほどおっしゃられるように年に1回の訓練であったんですが、今毎月会合を設けてらっしゃるようであります。くしくも児玉議員のほうが自主防災組織の会長になられて、その後、積極的に取り組まれておられるようであります。

以上です。

○議員（福岡 仲次君） 今通浜地区の自主防災という話もあったんですが、行政としての周知徹底がなかなかできないっていうの、現場の通浜地区の人が言われてました。誰が招集して、誰がするのか、その辺を具体的にやっておかないと、本当に中心になる人で決まると思うんです。その辺も具体的に地域の住民に知らせていくべきであろうと思います。ということで、またその点も検討課題よろしくお願ひしたいと思いますが、最後になりますけれども、各市町村見てみますと、防災タワー等が設置された市町村あるかと思いますが、川南町として町長にお伺ひしますが、防災タワーの必要性はどうお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 防災タワーの機能については、全国的にもいろんなところで実証されておりますし、非常に大切だと思っております。川南町において限定をするのであれば、通浜においてと置きかえても結構ですが、先ほど質問に答えてませんでしたのでおわびしますが、一番短くて20分、一番早くて20分ということですので、15分以内に15メートルの高台に行けるかということを想定しますと、防災タワーを選択するよりも、今はしっかりと高台に避難するということが町としては取り組んでいきたいと考えております。

○議員（福岡 仲次君） 私一番心配してるのは、通浜で避難タワーというのをまず設けたらどうかと思うのは、後ろが山だからと言っております。通浜はですね。地震のときにどうかという心配もします。地震で壊れたら後ろに避難はできないんですよ。山がこう崩れたりしたら。高台に行って、あの山を越えんことにはなかなかあそこは避難ができないんですが、その点はいかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 当然想定の中で、地震でありますからいろんな崩壊が考えられます。今県道が走っておりますし、まず一番大きなことは、住民の方の意識なんです。両方あるのは承知しておりますが、私の聞く範囲は、やはり地震が来た、津波が来たときに、海のほうに行って上に上るというよりもそこにあるならば後ろに逃げると、私はそう理解をしておりますし、後の第三的な共助、公助のことを考えても、やっぱりしっかりと次につながる行動がとれるのは高台だと思っておりますので、避難タワーを否定はしませんが、今の本町としては避難するほうを選択したいと考えております。

○議員（福岡 仲次君） 今町長おっしゃられましたけど、やっぱり不安がどうも拭い切れないというのが現状ですけれども、将来的には恐らく通浜地区だけでなく伊倉地区、特に伊倉はサーフィン場とかも設置されておりますので、その辺の客というか、お客さんというか、そういう方々が逃げられるところ、それもやっぱり確保しなくちゃいけないと思うんですよ、あの駅周辺。その辺も含めた中で、やっぱり私としては防災タワーは通浜とは限定しないんですが、あの辺にも必要ではなかろうかと。特に観光、サーフィンをする人たちは波は恐れないのかもしれませんが、やっぱりあの地域の住民なり車で通る人、そういう人も昼間ならいいですけども、夜だったらどうするのかなと、いろんな形の防災も考えられると思いますが、ぜひとも今後防災タワーの件も町長、頭の隅に置いていただいているんなこ

とで防災に考えを手を伸ばしていただけたらなと思いますが、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、やはり一番大切なのは何かと申しますと、やはり住民の安全であるのは承知しておりますので、先ほど私は選択肢の中では避難と言いましたけど、今後いろんな検討をする中で、これから訓練を重ねていく中で、やはりいろんな可能性は検討すべきだと思っておりますし、住民の声を反映しながら、そういう解決策を探していくべきだと感じております。

○議員（福岡 仲次君） 今日初めて一般質問をさせていただいていろんなことがわかってきましたけれども、特に今日わかったことは、後継者対策にも前向きに取り組んでいただけるといことも聞きましたし、また、この南海トラフについては、まだまだ議論の価値もあるかと思えますけども、今のところ今日の答弁で私はよしとすべきかなというような気がします。

以上で答弁を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川上 昇君） 次に、竹本修君に発言を許します。

○議員（竹本 修君） 通告に従い、行政事務組織について町長の考えをお伺いします。

平成27年3月において、第6次行政改革大綱が第5次行政改革大綱の成果として示され、そのことに基づく次の段階の4年間の取り組みが掲げられました。

第5次行政大綱では保育所の民営化、文化ホール、図書館の指定管理者、人員削減等が実施される中、成果として強調されていますが、町民から見た成果がどうであったかは見えず一抹の不安を感じています。

平成26年度に日本創生会議人口問題検討部会が示した30年後の自治体は1,800から約半数の896の自治体が削減可能都市として示されました。そのような中で、川南町は人口推計として1万2794人が推計されております。こうした状況を踏まえて、我々の町を足元から変えていかなければならないと思います。それは4年間の第5次行政大綱の反省に立ち、その上で第6次行政大綱に移行しなければ、改革だけに進行すれば光るところは見えず、日の当たらないところは見えず、町民への行政サービスにはつながらないと思います。

平成26年度の一般会計、特別会計の決算状況を見ると、経常収支比率、実質公債費比率、財政力指数等に変動はないと思われるが、第6次行政大綱で第5次行政大綱の実績として事務事業見直しの結果が6つ掲げてありますが、果たして中身はどうか私には理解できません。

例えば、事務組織を見直したことにより人件費が年額134万2000円経費削減されたと成果として掲げられているが、いかにも今までが無駄であったかのように考えられ、一方では臨時、パートの雇用、町民へのサービスの低下が考えられます。反省の上に立ち、行政でやることは行政に徹しなければ何のための行政かわかりません。改革の名のもとに行われたことが、町民の生活環境を悪化するようなことでは実質的な改革にほど遠いものとなります。

そこで、私たちの一番身近な行政事務組織について平常、災害時の対応、そして防火施設等の管理状況、また商工観光業務、イベント等が町民へどのように活かされているのかお伺いをしたいと思います。

これらのことについて町長の見解をお聞きしたいと思いますが、詳細については質問席から行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問でございますが、おっしゃられたとおりです。今年度から第6次の行政改革大綱ということで、行政改革を推進しているところでございます。議員の言われるように、改革の名のもとに町民の生活が悪化しちゃいけないというのは、もうそのとおりだと思っております。

いろんな形で数字を出しておりますが、今御指摘があった災害についてという質問でございましたので、当然災害については災害、必要なときに災害対策本部を立ち上げますので、私が本部長という形で、そして副町長、教育長が副本部長、各課長と消防団長で本部員という形で災害時の指示を決定いたします。中心となります事務局は当然まちづくり課でございます。それから総務課、各課に全て業務を割り与えておりますが、主なものは道路関係の建設課であったり、また農地関係、農地課であったりするところでございます。それとは別に災害対策本部が必要と認めるならば、認めた場合、特命班ということで、それももう設置をしっかりと体系づけております。これまでも、ほかの課も医療の面、また避難所の件、全てにおいて各課の業務のほうは随時確認をしながら体制というのはとっておるところでございます。

また、商工観光とか、商工振興、観光についての御質問であったかと思っておりますので、組織を変えたときに産業推進課ということで農業、商業、工業、全てを一括した課にしたところであります。

その中において観光というのは商業と非常に密接な関係がございますので、関係各課、そして観光協会、いろんな団体と連携をとりながら観光振興についてはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、イベントに対する取り組みでございますが、課で言うならば産業推進課が挙げられますが、しかしこれは1つの課で対応するものではなく、それぞれのイベントの中身にもって中心となる課がやってもらいますし、最終的には全体、町全体として当然取り組むべき課題であると感じております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 私は今回の質問につきまして、同僚議員と防災につきましてちょっと若干重なるところがあるというふうに思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

今回の質問におきましては、第6次行政改革大綱に基づくところの災害時の対応ということでさせていただいているんですが、今何でこれを持ち出しましたかというのは、今町長の

答弁にもありましたように、災害に関してはまちづくり課、総務課が中心となって、建設課、農地課、福祉課、いろんな課の対応、防災会議等も実施されるというふうに認識しておりますが、それに当たりまして、この事務組織としてまちづくり課が中心になってそういった形に対応されるだろうというふうに思うんですが、しかし、現実のまちづくり課におきましては、職員がどうのこうのと言ってるつもりは毛頭ございません。

自治公民館制度、それから消防団、そういった形の多分なる外部とのそういった関係がございます。そういうことも含めて、とても9名のまちづくり課では私は負担が大きいんじゃないかというふうな認識をしているわけですが、それらについてももう少しこうであったほうがいいんじゃないかということで、今日は申し上げておきたいというふうに思います。

昨年の6月3日、4日、集中豪雨がございました。川南町におきまして初めての避難勧告も町長によって呼びかけられました。それに対応することのまちづくり課ということでございました。そういうことで、山本地区、多賀地区におきましての避難勧告ということでなされましたが、それらにつきましての対応はどうであったかということで振り返っていただきたいと思います。町長のそのときの対応をお願いしたいと思います。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 昨年の6月3日、4日の集中豪雨につきましては、まず時間外の対応ということで、私どもも早朝から出てきて対応をしたんですが、結果的には平田川のああいって増水という形になったわけなんですけど、議員おっしゃられるとおり、時間外の対応については、これはなかなか厳しいところがございました、はっきり申し上げて。7時台については町長も出てこられて、電話だけの対応でやっとだったと記憶しております。

それから、緊急にそういった防災対策の本部を設けまして、町内行ったんですが、現場からのそういった情報等の入手というか、そういった情報連絡の部分もちょっと手薄だったかなというふうにももちろん反省しております。

ただ、やはりこれまで川南町は防災に強い町というふうなイメージを持っておりまして、そういった部分では非常にそういった防災に対する備えが不十分だったかなと反省はいたしております。

そういった中で、それを、反省を踏まえて今後に活かしたいと思いますが、9名とおっしゃられますが、やはりこれは町長が先ほど申し上げたとおり、9名だけで対応するという問題ではありません。当然災害が大きくなれば防災対策本部として全庁挙げて対応をしていきますので、昨年度機構改革によりそういった配置を受けてますので、そういった中でできる範囲の、できる範囲というか、当然のこととして備えを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 私はその9名がどうのこうというよりも、事務局として日ごろからの災害に対しての仕事面から言ったときに、そういった形でやれないんじゃないかということで先ほどは言いましたんですが、今町長に問いかけてみましたが、町長の対応はとい

うことで、避難勧告を川南町で初めてそういうことで出されたんですが、そのときの対応として、私が知る限りでは、これは現場といいますか、その地区の消防団によって避難勧告がこういうことで出ましたからということで、避難してくださいということで、それぞれ回って、山本地区、これは細地区がほとんどだろうと思うんですが、12世帯の17名の避難者であったと思います。

それから、多賀におきましては白鬚地区の3世帯の6戸ということで、これは多賀別館のほうに、先ほど言った山本につきまして山本別館のほうで避難されたと記憶しております。

私が言いましたのは、町長がそのときにどういうふうな対応をされたかといいますと、12時半に、これは避難の人たちがその場所に来たということですが、そして12時から12時半です。そして4時半の解除ということで帰宅されました。その間、職員の対応というものは福祉課の緊急食料班ですか、そういった面の職員の対応はなされております。しかし、先ほど言った防災会議からの、そういった現場の対応といいますか、そういったものはなかったように思うんですが、それぞれその自治公民館の嘱託の公民館長さんがいろんなこっちの防災会議のやり取りの中で判断をお聞きして、それから、その住民に伝えたということで私は伺っておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 昨年の6月3日、4日の件ですが、その件については、住民についての告知といいますか、知らせる手段としては防災行政無線と、それと消防団のそういった広報っていいですか、消防車で回っていただいております。そういった形での避難だったと思っております。

それと議員がおっしゃられる避難所の対応についてですが、たまたまそのときに昼食時ということで、館長のほうがちょうど昼食を買いにか何か移動された時期にちょうど避難されてきたということを知っております。そういったことで、若干その対応のずれが確かにあったのは存じております。

そういった意味も含めて対応していかないといけないと思っておりますが、私の記憶するところでは、多分避難勧告については、以前通浜地区でも崖崩れの際に出された記憶があると思っております。

それと、今の情勢からいきますと、避難勧告の出し方というのが以前とすると、伊豆大島だったですか、町長がいない間にそういった避難指示が出せなかったという状況もあって、今空振りを恐れないということで、これも出し方はテレビニュース等を見てもわかるんですが、自治体の場合、全市、全町挙げて勧告出します。だから本町についても今後避難勧告等を出す場合においては、そういった対応になろうかと思っております。ごく一部の部分を出したとしても、二次災害、三次災害で想定外のことが今の異常気象においては考えられますので、そういった対応になろうかと思っておりますので、やはり今後は頻発するケースもあるとは思いますが、そういう対応になっていくと思っております。

○議員（竹本 修君） 私が最終的に言いたいのは、その4時間余りの時間に防災会議と
いうか、そういった方たちの一つの足の運びはやることはできなかったのかというのが言
いたいです。といいますのも、住民サイドの中で、町のほうからは誰も来ないんですかと、
いろんな形で一つの町長名で勧告しながら、やっぱり現場を1回でも執行部というか、そう
いった防災会議のメンバーの方が確認作業というものが私は必要ではないかというふうに認
識しております。それは4日の12時から4時半までということでございます。

ですから、解除するに当たっても、ただ囑託の職員さんが、そういった形で解除になりま
したよ、そしてみんなが足があるかないかという確認をされておりました。そういうことで、
1名の方については、全員が帰った後に迎えにこられたということで伺っております。

そういうことを考えていった場合に、やはりその避難場所とか、そういう等を設定してい
れば、やはりその中で一つの事務局であればそういった形で、そこまで出向いて確認をし、
皆さん無事で帰られましたよということまでやらなければ、何のための勧告で、そういった
形があるのかなというような気がいたします。その点、町長どうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 去年の4日の件に関しましては、まちづくり課長も申したとおり、
いろんな御指摘を受けております。それはもう承知しておりますし、これからやっぱり大事
なことは、いかにその反省を踏まえて今後に結びつけるかということだと思っております。

当初、6月、本当に公民館も変わったばかり、体制も変わったばかり、そして職員は
どこに行ったのかというと、いろんな電話が本当に信じられない、来ましたので、その現場の
確認には、その都度、全員できる範囲の職員は出ておりました。

今、議員が言われるように、避難場所の確認であるとか、そういうことはしっかり今後
活かしていきたいと思っております。

○議員（竹本 修君） そういった対応を私自身はやっぱり町民から見た面は、やっぱそ
れらの対応、確認といいますか、町長に限らず誰でも結構ですから、そういった形がぜひと
もっていただきたい。ちょうど私はそのときにその場にいましたけど、その点思ったのは、
やはりちょうど今日は避難勧告じゃないけど、そういった面で非常に避難するに当たって
いい意味でのそういった訓練に値するんじゃないかということを確認、思ったから、そういう
ことで申し上げました。

特に、そのまちづくり課が、私は人員というものが足りずに、やっぱりそういった形にな
るのかなという形を思っております。

それでは、ほかに平常時の日常のそういった形の対応の仕方につきましてお伺いをしたい
と思います。

今先ほど、同僚議員からも防災災害についての質問等がございましたけど、防火施設等の
管理はどういう形でやられておるのか、防火水槽とかそういった形の管理状況はどういうこ
とになってるんでしょうか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 例えば防火水槽とか消火栓のことを言われてるわけでしょうかね。そういった点については、非常備消防の部分の消防団がおりますので、そういった形で各管轄地域については維持管理っていいですか、そういった点検も含めてお願いはしております。

ただ、こちら当然町としてもいろんな消火栓の設置、計画というか、そういった部分ももちろん予算組みもしながら考えて対応していかないといけないと考えております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 防火施設の中の水槽、その金網のないところ、そして破れているところ、そして道路脇の管理の行き届いていない本当に透け透けの防火施設、そういうことにつきまして、どういう判断っていうか、認識をしておられるのかお伺いしたいと思います。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 先ほど言いましたように、消防団からもありますし、住民の方からもそういう御指摘というか、当然これは防護柵等をつけておられますも、長年の間に腐食したりしますので、そういった部分については修繕っていう形で対応していております。

それと防火水槽古くなって、漏水とかになれば、またそこをつくりかえるのかどうかとか、それは当然予算組みをした上での対応になっていくと考えております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 私の手元におきましてはというか、一昨日も若干何カ所か回って見たんですが、防護柵、全然ふたのないもの、平地、そして道路脇、そういったものもあります。これらにつきまして、事故等についての町長の考えをお伺いしたいと思います。子供等がそういったものがあつたときにはどういう対応をされるんですかということです。

○町長（日高 昭彦君） 当然、町の施設でありますし、そういう住民の安全というのは第一に優先すべきであると考えておりますし、まちづくり課長が答弁したとおり、当然我々のやるべきことというのは、これからもやっていくべきだと考えております。

○議員（竹本 修君） 私自身思うんですが、先ほども述べたように、災害が来る前に災害が起きやせんでしょうか。やっぱり小さな子供が柵もないものの水槽等で事故等が発生したら、これは誰の責任でしょうかね。やっぱり地域の消防団じゃないけど、そういった形もあろうかというふうに思うんですが、しかし、今町長が言われましたように、町の施設の中のことですから、そういったものが発生した場合には、そこに当然かかってくるだろうというふうに思います。

町長はいつも言われますけど、日本一の町をつくる、そういうことで1件でも事故等がありましたら、もう全体的にイメージダウンということにはつながっていくんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、こちらで考えられること、できることというのは最大限にやっていくべきだと考えております。

○議員（竹本 修君） もうそれらは緊急に、柵のないものについてはロープを張るなり、いろんな形でやっていただきたいと思います。

これは地元の方からも言われておりますけど、そういうことで、たしかまちづくり課のほうにも言ってきてるといふふうに思います。そういうことがなかなか実施されないということ踏まえて、今申し上げたところでございます。

それでは、災害に対して、防災看板の管理等につきましては、どこの課が設置するのかということでございますが、いろんな防災の看板というか表示がありますよね、土砂災害とか、そういった形の建設課とか、総務課とか、まちづくり課とかありますが、こういった確認作業もやっていただきたいというふうに思います。どこの課が管理、今のところまちづくり課ですが、まちづくり課と書いてあるのは一つの看板もございません。

それとあわせて先ほど同僚議員の中にもありましたけど、津波避難とか、そういった形につきましても、ひとつ手っ取り早くやっていただきたいのは、伊倉浜の公園におきますところの、ここは大変に町外者が昨日も来ておられましたけど、そういった方達に対しても、先ほど課長の答弁の中で避難場所とか、避難の距離、時間等の設置と、そういったことにつきまして簡単な看板でもいいでしょうから、そういった形の設置はしていただきたいなというふうに思います。

それから、県、近隣の町と町民との連携はということでございますが、これにつきましては、防災時におきまして町、県民の連携ということではありますが、今郡内の消防団員の数等を見てみますと、近隣の町の消防団なんですけど、川南町におきましては、この4月から212名ということで、10部のほうになっているわけですが、これらにつきましては、郡内におきましては、もう一番団員としては少のうございます。そのあたりにつきましては、多ければいいという話ではございませんでしょうけど、いろんな形で、5町の中では、人口割にしましたら非常に少ないようでございますが、それにつきましてはの町長のお考えを聞きたいと思えます。

○町長（日高 昭彦君） 消防団についての重要性というのは、防災は当然でありますし、地域の中の活動として非常に重要な位置づけとして私は考えさせていただいております。

今回に限りは——今回というのは失礼しました。今年度に限り消防団の再編を行いました。その関係で残念ながら充足が足りてないところがございますが、これは当然これから所定の数は必要でありますので、そのように努めてまいります。

○議員（竹本 修君） 私もそれらにつきまして何で申し上げるかということにおきましては、都農では330名、それから川南では210、それから木城で150、人口割にしましても、そういった形で非常に多くそういった形がございます。その意味でもなんですけど、川南町にお

きましては、面積、そういった形の町の中におきましても大きいわけですから、やはり非常時につきましては、隣接町村との兼ね合いも出てくるかというふうに思うんですが、それだけでうちがそういった形で改革のもとで減らして、そういった対応ではたしていいのかなというような感じがしております。そういうことで団員等の比較といいますか、そういったもので今後有効な形でやっていただきたいというふうに思うんですが、それらにつきまして、まだ私自身はこの212名からまた20名ぐらい減るんじゃないかというような感じがしておるわけですが、どのあたりで維持されるのかお伺いしたいと思います。

○まちづくり課長(永友 尚登君) どの程度といいますか、条例定数で243名決まっておりますので、これを100%目指すのが当然だと思っておりますし、昨年度については243名おりました。ただ、その充足率の話になりますと、高鍋町よりも充足率はあるわけでありまして、ただ人数云々と言いましても、当然この方々はボランティアでやっていただいております。位置づけは非常勤の特別職、公務員であります。そういった中でやはり川南町の郷土愛のために、川南町を守るという、そういった意識の中で参加していただいております。今後とも事業所を含め、いろいろな形で消防団の確保については進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時00分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員(竹本 修君) 先ほど消防団員の定数ということでは、定数につきましては、243名でございます。そして、実人数は212名ということで、その中の分の中で申し上げますと、1部から10部まであるんですが、団員の一番少ないところで15名、それから一番多いところで34名という数字になっておるようです。

今年の部の編成によってのことだろうというふうに思いますが、これらにつきまして、先ほど20名近くのことということで、言葉を申し上げたんですが、恐らく考えられるんじゃないかというふうに思っております。

そういうことも含めて、今後、少数制じゃございませんけど、そういった団員の指導をしていただきたいというふうに思います。

次に質問を移らせていただきたいと思いますが、商工振興、観光振興に関する業務に考慮をとということでございますが、自分たちが考えるにおきまして、産業推進課は中心となって今、商工観光、それから観光振興に関しての、ありますが、6月議会におきましても、同僚

議員が質問をしておりますが、産業推進課におきましての業務量のことを言われましたけど、私もそれに同感でございます。

その中におきまして、このまちづくり課で本来は、私は商工振興、観光振興が業務として行われるのが筋じゃないかというふうに思うのですが、町長の再度の見解をお願いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 本町の組織につきましては、26年の4月時点で改革したということでございます。現在1年半過ぎたところであります。

さまざまな問題点が出ているのは承知いたしておりますが、産業推進課という位置づけの中で、産業ということは全てが入っていると。難しい部分は当然ありますが、一元化して農業も商業も工業も、全ての観光も含めて一つの課として、一体的に取り組んでいきたいという考えであります。

今の時点で何か足りないということは、いろいろあるかと思いますが、この体制をしっかりと実のあるものにしていきたいと考えております。

○議員（竹本 修君） 産業推進課になりますと、これらのことが、外灯一つつけるにしろ、町の活性化にしろ、そういった形にどこまで対応できるのかということの筋と、それとイベントの開催によりますところの取り組み方、それらの対応の仕方というものは、特に商工関係が多いだらうというふうに思うんですが、例えるなら、軽トラ1台におきまして、一つの考え方におきましては、産業推進課として捉えれば、やはり軽トラ1台におきまして、出店ぐらいするぐらいの、特販のそういった特産物の推進とか、そういった形もすることがさることながら、産業推進課というもの、わからないではございませんが、しかしただ単なるイベントとして、そういったパフォーマンスじゃないけど、そういった形で捉えたりするならば、やはりまちづくり課、それとあわせて、いろんな取り組みにイベントとして、産業推進課のイルミネーションと、こういうことを私は、過分にも、やはり外部から見ても当てはまらないんじゃないかという気もしておるわけですが、それらにつきましては産業推進課の取り扱い、まちづくり課等への対応ということで、私自身は考えていただきたいと思うんですが、先ほど、いろんな方からも抵抗というか、いろんな批判等もありますということですが、それらをあわせてもう一度考え直して、組織としてみてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今おっしゃられるとおり、当然いろんな検証をしながら進んでいくわけでありますから、やはり改善したほうがいいという場面が来れば、当然やるべきだと思っております。

現在において、産業推進課でやるということで、我々としては進んでおります。

○議員（竹本 修君） 今回につきましては、災害時のまちづくり課への対応、それから総務課、それから商工観光に対して産業推進課、まちづくり課等の対応はということでお伺

いをしたんですが、全体的に言えるのは、この第6次行政改革大綱の中で、基本方針の中で、職員数の推移ということで、将来においては155名、この4年間で155名を理想とするということであっておられます。

それについて、今159名の職員でございます。目標として155名、そういうことであるならば、なおさら私は、こういった組織の見直しをしながら、各県とのつながり、各隣接する町とのつながり、そういったものの対応ということでやっていただけたらというふうに思うんですが、それとあわせて、155名の中におきまして、今現在の職員の中で見ますと、この大綱で研修とかうたっておられます。職員で、全体で200名を出張といいますか、研修をさせる。それから課付きの職員が今4名ございます。総務課の中で。そういったものを考えていった場合に、目標の155からこれらを人数を引きますと150なんです。その150の中で、先ほども言いました災害時のこと、それからまちづくり課へのイベント等に、対応は職員としてできるのか。改めてお伺いしたいと思います。

○総務課長（押川 義光君） ただいま竹本議員の御質問にお答えいたします。

25年度に163名、26年度159名の職員定数でございますが、今後第6次行政改革で155名という目標を立てておるところでございます。

当然ながら、我々は少ない経費で最大の効果を上げるということに立脚しながら、行政改革に取り組んでおるわけでございます。当然時代とともに、そこに職員が必要であるという部署も当然あらわれてくる。そのときに、どういう対応をしていくのかというのは、我々が一番考えていかなければならないことでもあります。

ただ、片方では、1人採用することによって、生涯2億円のお金が要る。この中で、地方自治体を運営する中では、やはり安易な採用はできない。そういうことを相対的に考えていきますと、やはり行政改革を行いながら、しかもそういう住民ニーズに最大限応えていく、そのためには現在の職員で民間の活力を活用できるところは、そちらを活用していく、そういう形で示されているのが、いろんな分野に民間活力を生かしてきた今日でございます。

そういうことから、今後もやはり、民間でできる部分は、そちらにお願いしながら、住民の福利向上のためには、そういう部分を民間にお願いし、そしてうちでやらなければならないところに適材適所、そして職員を充てていく、その方針を何ら変わるところはございません。

ただ、少ない人数で最大限やっていく中では、当然ながら、職員の質の向上というのを図らなければなりません。

あわせて、スクラップアンドビルド、どうしても今までやってきたところ、全てやるということは、これは不可能でございますので、時代とともにこの政策はもう済んだ、目的を達したことについては、終了させて、新たな行政課題に取り組んでいく。そういう体制で臨んでまいりたいというふうに考えて、この第6次行政改革大綱を示したところでございます。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 災害時、それから商工観光の振興につきまして、最後に町長の答弁が欲しかったんですが、そういうことでよろしいんでしょうかね。総務課長が申しあげましたとおりで。

そういうことで、次に移らせていただきたいと思いますんですが、これは事務的に尋ねれば済むことだろうというふうにも思うんですが、ちょっと関係したものですから、伺っていきたいと思います。

今、庁舎内におきましての机の配置ということで、新たな形で取り組まれておりますが、私にも真正面から見る職員につきましては、少しほど抵抗があるんですが、町民の声で、電話で済ませているよという声をお聞きしているんです。足を運ばなくて。そういった声につきまして、町長はどういうふうに思われますか。（「電話で済む」と呼ぶ者あり）役場に来るこつは威圧感があるから、電話で済ませるという話です。

○町長（日高 昭彦君） さまざまな御意見があることは承知しております。今回、組織改革の際に、ローカウンターも導入いたしました。そして職員が廊下側というか、住民の方のほうを向いておくというのは、住民の立場に立った目線で、これからの行政をやっていくということでございます。

私の聞く範囲では、確かに恥ずかしいという声を聞いたことはありますが、威圧感ということは、私としては聞いておりませんでした。

しかし、そういうふうに住民の方が感じているのであれば、やはりもっと一歩進んで笑顔を出すとか、次の、もう少しいい方向に行けるように、当然やっていくべきだと思っています。

今やっている体制が、川南町として、自分たちから進んで声をかけて、住民の側に立つという思いでやっているところであります。

○議員（竹本 修君） 年配者が、特にこういった考え方をお持ちのようです。1階から足が悪くて、やっと2階に上がったから、みんなから見られたから、すぐ帰りました。もう極端なことを申し上げれば。

そういうことで、確かに注目されます。さっと。そういうことが自分に威圧感といいますか、そういったものを感じて、その場所で思ったのかなというような気がしております。

そういうことを、中におきまして、私自身としては、そういうこともあります。机の配置といいますか、すぐ座って対応できる。ああいった形については、私は大変いいかなという気がしておりますが、全員の方が自分に注目されるのは、やはり抵抗があるようでございます。

そういうことも含めて、何かまたいい知恵があったら、そこ辺のところを工夫をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それとあわせて、何回か私自身もあるんですが、8時半前に来て、全然電気をつけてなくて、点灯してなくて、8時半になってぱっと電気をつけられて、朝の朝礼、そういった形をなされている部分を、何回か拝見しております。

やはり私たちはいろんな形で助走期間というものが必要ですから、始業時の10分じゃないけど、そういったもので、前には、そういった仕事を始められる状況というものは、欲しいんじゃないかというふうに思います。

職員自体が、特に私は思っているんですが、そういうことも含めて、今後サービスにつきましての、これは一つの職員に対しての要望というのは、私たちは言いたくないんですが、そういうこともあるということで、一つの工夫をしていただきたいということで、全体的な質問につきましての、私からは失礼をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川上 昇君） 次に、三原明美君に発言を許します。

○議員（三原 明美君） こんにちは。三原明美です。通告に従い、道路に側溝がないためにもたらず問題について質問いたします。

私はこの川南町で生まれ育ちました。海あり山あり川あり、緑あふれる自然環境に恵まれ、人が温かい、食べ物がおいしい、人情味あふれるこの町が大好きです。皆さまの思いをつなぎますと、選挙期間中、川南町を隅から隅まで回りました。

そのとき気づいたのですが、川南の道路は、隅から隅まで舗装されていてすばらしい。しかし、道路によっては、快適な道路もあれば、住民生活ががたがた、中央が高く左右が随分下がっている道路もあり、亀裂のひどいところもあります。子供たちの通学に支障はないのか、ましてや高齢者の方が歩くのは大変危険です。

住民の方々は、行政に要望は出されているのですが、なかなか予算がなく、この状況が続いているのか。

しかし、私が当選するやいなや、早速住民の方から相談を受けました。道路に側溝がないために、大変困っていると。最近の天候は、昔と違い、雨の降り方が尋常ではありません。短期間の間に、道路が川のようになります。

側溝のある道路はまだいいのですが、側溝のない道路は、あっという間に住宅地へと流れ込み、庭は水浸し、どうかすると玄関まで入ってくる始末、庭が川へと変貌するのです。

また、田や畑にも流れ込み、植えたばかりの苗や、やっと根づいた苗が流されていくのです。収穫前の野菜が出荷できなくなる状況、このような被害状況をどのように把握されているのでしょうか。

また、側溝がないところには、家を建てるのもなかなかです。私の知人の息子さんも、家を建てたいけど、側溝がないためにあきらめています。町外にでも行こうかとも考えているそうです。

使った水がきちんと家から流れ出ていく、水回りは人が生活する上でとても大事なことです。主婦としても、本当に身近な問題です。浄化槽一つとってもそうです。

宮崎県土木事務所にお聞きましたが、浄化槽法平成12年6月2日、法律第102号交付、平成13年4月1日施行で、家を建築するには、必ず合併浄化槽を設置すること。また、県の指導では、放流水が停滞することなく流れる排水施設または十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として合併浄化槽は設置しないことと指導してあります。

よって、排水施設、側溝などがないと、原則として浄化槽を必要とする建築物は建てられないということです。高鍋保健所合併浄化槽担当の方も言うておられました。川南町は、側溝のない道路が多いと。

このように、道路に側溝がないためにもたらす問題について、どのように把握されていますか。また、今後この問題についてのお考えをお伺いしたいと思います。

あとは質問席のほうで行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの三原議員の道路及び側溝についての御質問でございます。

議員になられて、早速住民の声を聞いて、いろんな活動をしていただいていることを改めて感謝を申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、道路は、国が管理する国道、それから県道、町道、私道、いろんな道路があるかと思いますが、本町においては、町道というのは551路線、距離にして460キロということになっております。その道路、町道の維持管理を行っているわけでございますが、早い時代の道路というのは、もともと側溝を想定しておりませんでした。

現在は側溝ありますが、最後に流末処理というんですけど、一番最後にどこに結びつけるか、その処理がしない部分もあり、一つ一つの対応というのは、なかなか完全にはいってませんが、議員が御指摘のとおり、今、気象的にゲリラ豪雨という言葉がありますが、そういう事態が出ているのは事実でございます。

改善するならば、もうちょっと広範囲で、地域で一体となったそういう水の流れの処理を今後していく必要があるかと思っております。

特に住民からの要望ですとかいうのは、役場のほうにも当然来ておりまして、昨年度で言えば、19件のそういう要望は来ております。

お金がないからできないというのは簡単ですが、やはり我々も住民生活に少しでも役に立つように、残念ながら100%要望に応えられる状況ではありませんが、しっかりとハード面も協議をしながら、予算面も考えながら、対応できる範囲で、今後とも対応していきたいと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 先ほど、町長がおっしゃいました、住民の方が相談に見えている

ということですが、どのように返答されているのでしょうか。

○建設課長（村井 俊文君） 住民の方の要望とか、そういう苦情関係でございますが、そういうので、日ごろからパトロール、うちの職員のパトロールに行っています。それと地元住民からの要望や指摘によりまして、現地を見て、そこで改善できるもの、先ほど町長が言いましたけど、抜本的に、流末がないために、河川とか大きい排水まで整備するのは時間がかかりますので、そういうのはなかなかできません。だけど、改良できるところは、できるだけ予算をつけて、年に1500万ほどつけて、優先順位を決めて、今やっているところでございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 今、優先順位とおっしゃいましたが、その優先順位は、どのように決められているのでしょうか。

○建設課長（村井 俊文君） 一つは、先ほど町長が答弁しましたように、道路で流末がないために排水ができないところ、そういうところがございます。それは、部分的改良はできません。先ほども申しましたように、これは抜本的に流末までの整備をしなければならない。これにつきましても、農地課とか建設課でも関係しながら、これは進めると。

しかし、その中で優先順位があります。ものすごく水が庭に入ってどうもならないとか、そういう程度の差です。程度の差で、職員が見て、優先順位を決めてやっているところでございます。

○議員（三原 明美君） 私が聞いたところによりますと、もう何十年もそういう状況、庭に入ってきている状況、畑の中に流れ込んでいる状況、それがあつのに、一度も行政のほうは見にも来てくれないという声が出ております。そういうのは、どのように把握されておりますか。

○建設課長（村井 俊文君） 建設課のほうに来れば、先ほども言いましたように、職員が行って確認をしています。そこが、今、三原議員が言われるのが、どこの地区なのか、どこのことを言っておられるのか、そここのところを、一般質問であれですけど、どこのことば言われているのか、そういう場所を言ってもらわなければ、私たちもそれを把握することはできません。

○議員（三原 明美君） 相談のほうは、私のほうが前に行っていると思うんですが。

○建設課長（村井 俊文君） 三原議員の相談につきましては、職員も行き、私も現地を見て、確認をしています。三原議員も、そういう、なぜできないのかというのを、伝えております。先ほど言いましたように、流末がないと、流末がなければどうすることもできない。

うちのほうが、ものすごくお金をかけてやれば別です。それは道路事業では、なかなかできない。道路側溝というものなら、大体道路側溝の排水を対象に、これが主でございます。

あと、地域の水を拾っていく。それが道路側溝の一番の目的でございますので、農地から

の排水とか、そういうのは、大きな排水をつくって、対処しなければ、道路側溝ではとても無理だというふうに考えております。

○議員（三原 明美君） 先ほど、浄化槽の件をお話しましたが、高鍋保健所の合併浄化槽担当の方にお聞きしたのですが、原則として、排水施設のないところでは、合併浄化槽は設置できない。

県の指導によって、今の状況では、住民のことを考えた上で、平成18年より、どの保健所でも条件をクリアすれば、オーケーを出している。

平成18年以降は、保健所によっては、オーケーを出していないところもあるそうなのですが、その条件の一つが、地下浸透の「ます」の設置です。保健所、土木事務所、水道課、業者、本人の立ち会いがあって、直径90センチから100センチぐらいの深さ2メートルほどの穴を掘り、砂、ぐり石、砂利などを入れ、合併浄化槽から出た排水を浸透させるやり方があります。この工事をしなければいけないために、排水施設、側溝などがあるところに比べて、工事代金がかかなり高くなります。

側溝がまた100メートル、200メートル先にある場合でも、保健所はそこに持っていけと指導するそうです。そのためにはポンプアップ式を使い、40ミリから50ミリのパイプを使い、そこまで引っ張っていきます。最低でも50万かかります。

しかし、この浸透式のやり方も、常に「ます」の管理が必要となるし、管理を怠るとあふれ出てきて、水たまりとなるわけです。

保健所からいただいた資料によると、浄化槽処理水の地下浸透に係る事前調査では、川南町は24年度には3件、25年度には7件、26年度には2件、ほかのところは全然ないところもあります、こういう相談が。

それに合併浄化槽を設置する10メートル範囲に飲料水として井戸がある場合には、オーケーが出せないそうです。なぜなら、最悪の場合を想定し、もし合併浄化槽の機械に不具合が出たとき、浄化されていない水が井戸へと流れ込み、細菌性感染症などが起きる可能性があるからです。

また、既存の単独浄化槽や流し、風呂、洗面所の排水が、田や畑、屋敷内にそのまま垂れ流しのところもあることを、町長御存じですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、全てにおいて私が把握しているかというのは、把握しておりませんが、いろんな形でそういう情報は聞いております。

○議員（三原 明美君） 家によっては、地下浸透がしなくなって、水たまりができていところもあるわけです。その水たまりに虫がわく、不衛生ではありませんか。住宅が密集しているところでは地盤沈下、それも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 我々の仕事は、やはり住民の皆様が快適に暮らせるために何ができるかということをもっと第一に考えるべきであります。

御指摘のとおり、いろんな地形がございますので、本当に建設課長が申しましたとおり、やりたい気持ち、どうすればいいか、答えはわかっているけど、しかしそれが莫大な費用がある、もしくはそれなりの年月がかかるという問題については、やはり計画的に対応するしかございませんので、トータルで優先順位を決めて、取り組んでいるというところでございます。

○議員（三原 明美君） その細菌性感染症などが疑われる場合もあるわけですよ。常日ごろからお腹が痛い、胃の調子が悪いなどと言われるところは、そういう病気が考えられると、保健所の方も言っておられました。町民の体はこれで大丈夫でしょうか。

先ほど町長は言われましたが、健康寿命はとても大事だと思いますが、これがこうやって侵されていく、田や畑に入っていく、消毒されていない水が田や畑に入っていく、それが野菜なんかに移り、それがそのままみんなの口に入っていく、そういうことを考えられたことがありますか。

○町長（日高 昭彦君） 考えたことがありますかという質問に関しては、当然我々も考えるべきでありますし、いろんなできる手だてを考えるのが仕事だと思っております。

現実的な問題と、やはり長い目で見て考えるべきこと、いろんなことを想定しながら、日々業務に励んでいるところであります。

○議員（三原 明美君） 予算がないからといって、このままにしておけばいいんでしょうか。このままでいいんでしょうか。流すところがないから、それでそこはおしまいだよという、それでいいんでしょうか。町民の、住民の体はどうなるんでしょうか、町長お願いします。

○町長（日高 昭彦君） 我々の仕事は本当に住民の皆様、そして住民生活ということを第一に考えるべきでありますので、議員が言われるように、考えられることは想定しながら、ただし、全てに対応できるかという、それは今の時点の話、10年後、50年後と、いろんなスタイルがあるかと思いますが、今できること、今迎える問題については、常に前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○議員（三原 明美君） 私、新人ですが、よく前向きに考えるという言葉が言われますが、前向きに考えるというのは、舌戦と法的にするほどのことではないが、かといって乗り気になることでもないということで、通常柔らかい断り方とか、否認の意味に用いられると書いてありますが、そのようなことでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 2人でいろいろかけ合いをしているわけじゃありませんが、どうとるかは議員の考え次第ですが、やっぱり日本語でありますから、しっかりとした意味を持っていると思っておりますし、我々もここで、じゃやりますというほど無責任には発言できませんので、しっかりとした組織としての対応、それは協議を行って対応するというところでございます。

○議員（三原 明美君） 平成25年度より定住促進事業に取り組まれています、このようなインフラが整っていないところに、人は定住しますか。お願いします。

○議長（川上 昇君） 定住関係の質問については、通告はないんじゃないですか。

○議員（三原 明美君） これは、道路の側溝がないためにつながっていくと思いますが、違いますか。

○町長（日高 昭彦君） いろんな御指摘を受けておりますし、いろんな考えもあるのは承知しておりますが、町内を全て同じ条件にするということ自体が、やはりそれはいろんな意味で物理的にかなり難しいことはあると思います。どの場所を指して、どのように考えていくかというのは、職員とともに当然考えていくべきであります。

定住のみを議題にするのであれば、そういう条件のいいところに定住していただく、それはこれから我々がちゃんと準備をすることだと思っております。

○議員（三原 明美君） その住民の方々も、今すぐしてほしいとか、今すぐやれという言葉ではないんですよ。今までも何十年も待ってこられたんですよ。だから今から先、そういうことを真剣に考えてほしいということですが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 当然我々の仕事でありますから、考えるべきだと思っております。それは職員と協議をさせていただきます。

○議員（三原 明美君） 考えてくださるということで、私もその住民の方に伝えたいと思います。また予算もなく大変だとは思いうんですよ。側溝の整備がされれば、水回りを気にすることなく家も建てられ、合併浄化槽の国の補助金もいただける。定住推進事業も胸を張って進められるわけですよ。作物も思いどおりにでき、川南町の税金も滞りなく納められるわけですよ。そして、川南町は潤うのですよ。私の質問を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、安藤洋之君に発言を許します。

○議員（安藤 洋之君） こんにちは。通告書に基づき質問を行います。質問事項は1点目、スポーツランド構想のスポーツ施設についてを3項目、2点目、国体競技誘致について、3点目、火葬場交通費助成について、4点目、地域の教育力についてでございます。質問の内容については、質問席にて行います。

まず、老朽化したスポーツ施設、武道館は今後どうなるのか。またその後どのように対策をしていくのか。

2番、川南町運動公園の設備充実について、更衣室や簡易シャワー室等の整備計画はないか。

3番、川南町東地区運動公園内の設備充実について、宿泊設備の増大、それに伴う大浴場建設の計画はないか。

国体競技誘致について、県営施設や開催競技を誘致する考えはないか。

火葬場交通費助成について、交通費の一部を助成する考えはないか。

地域教育力について、土曜授業を取り入れる考えはないか。

以上でございます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、安藤議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、武道場、武道館についての御質問でございますが、現在の、ちょうど見えますけど、武道館は、昭和51年に、当時の通商産業省の補助事業で建設をしております。建設費につきましては、約5000万円かかっております。

現在も柔道、剣道、空手、また卓球、それから文化展などに利用していただいているところでございますが、現在39年目を迎えて、非常に老朽化が著しくなっております。

そんな中で、雨漏りに関してもひどい状態で、改修費用に関しては、1300万ほどかかると。それだけかかりますが、屋根の下の下地、それはかなり劣化しておりますので、もう保証期間としては5年ほどしかみれないということで、今後このような補修をしていくと、改修を続けていくと、本体工事よりも高い金額を必要とする状況が想定されますので、現在は利用者の皆様に通知を出しまして、来年、平成28年度4月に利用停止をする予定にしております。

今後については、両中学校にそれぞれ柔剣道場がございます。そちらのほう、もしくは体育館の利用等を利用者の方々には周知しているところでございます。

また、運動公園、それから東地区の運動公園について、さまざまなスポーツをしていただいております。簡易なシャワー、更衣室などの建設ということでございますが、運動公園については、都市公園法において、そういう建設物の面積が規定をされております。まだ幾分余裕はございますが、こういう現状の川南町の人口減少、それからいろんな建物の老朽化を踏まえて、もっと大きい全体的な協議を進めながら、今後に向かっていきたいと思っております。東地区運動公園についても同様でございます。

国体競技についてということでございますが、県営施設というのは、県がつくるわけですから、町としては、仮にそうなった場合に、町としては建設費のほうは、非常に抑えられるというふうに考えられますが、やはり維持管理という面を考えると、全てができるというわけではないかと思っております。

今後とも、それも長期的な計画の中で進めていくべきと考えております。また、同様に、そういう国体の開催競技についての誘致でございますが、現在の本町のいろんなスポーツ施設におきましては、トップレベルの選手の方を呼んでの世界大会、そういう大きい大会というのは、なかなか施設を整備することが困難でございますので、ターゲットを絞り込んだ、例えば小学生、中学生、高校生等の、そういう競技であれば、誘致は可能であると思っておりますし、現在もそういう取り組みにしております。

それから、火葬場の件でございます。御承知のとおり、8月25日より、今まで都農、川南で行ってございました、運営してございました火葬場は、西都、児湯が一緒になりまして、再生の杜ということで供用が開始されたところでございます。

一部の交通費の助成がないかという御質問でございますが、多分推測するところ、都農町がそういう助成をしているということについての川南町の考えかと思えます。県内においては、西米良村以外では、町村は全て広域的な運営ということでございまして、川南も多少時間にして、10分程度余分にかかっておる、町内には2か所葬儀場がありますが、10程度余計に西都に行くにはかかります。

しかし、20分、25分で、両斎場からも行きますので、県内においては、基本的には30分以上かかるということがほとんどでございますので、それに関しての助成というのは、今のところは考えておりません。

最後に、地域の教育力についてというのは、教育長のほうに答弁をしていただきます。

○教育長（木村 誠君） 安藤議員の質問にお答えいたします。

土曜授業を取り入れる考えはないかということでございますけれども、土曜授業につきましては、平成25年11月に学校教育法施行規則の一部改正が施行され、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により、土曜日等に授業等、これも大きく4つのパターンがありますけれども、実施することが可能となりました。

本町の土曜授業についての考え方としましては、道徳や外国語教育の教科化により、現在の教育課程の編成では対応できない場合には必要となりますが、そうでない場合には、これまでのように、土曜日は家庭や地域に戻し、子供たちを地域でのさまざまな活動に積極的に参加させていくことが、本町教育振興基本計画の目指す姿であります「ふるさと川南を愛し未来を拓く心豊かでたくましい川南の人づくり」につながるのではないかと考えております。このようなことから、現段階では、土曜授業を取り入れることは考えておりません。

以上でございます。

○議員（安藤 洋之君） 武道館については、大体お話はわかりました。第5次川南町長期総合計画の中に、スポーツ活動の推進という項目がありますけど、その中の施策の中に、「老朽化の進むスポーツ施設については、随時点検を行いながら、整備改修に努めます」とあります。

事の発端は、柔道をしている町民の方から、武道館はどんげなるっちゃろうかというお話があったことからの質問になるかと思えます。先ほど町長からの答弁のように、唐瀬原中学校とか国光原中学校の武道場、また卓球場を使われるというふうには聞いてはおりますが、使用されている方々の意見を聞いていただいて、町民へのお知らせなど早目に対応していただければいいのかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、スポーツ施設についてではございますが、現在、川南町運動公園では、「ロードレース大会 in かわみなみ」とか、県民スポーツ祭ではラグビーの主会場として、またその他たくさんの競技がなされているかと思えます。町内外から来ている競技者のためにも、できることなら更衣室の確保とか、課金式の簡易シャワー室などの整備が必要かと思

っておりますので、こちらのほうもまたよろしくお願いします。

2点目の川南町東地区運動公園の施設の充実についてですが、川南町の東地区運動公園に、サッカーとかラグビーの合宿誘致を希望する人がおりまして、やはり設備の充実をよく言われます。

簡易宿泊施設を利用している団体も、多数見受けられますけど、4月から7月までに、スポーツ合宿として利用した団体は9団体でございまして、聞くところによりますと、現在、簡易宿泊施設に宿泊できる人数は17名というふうに聞いております。

まだまだ中規模、大規模の合宿を誘致する宿泊施設としては不十分だと思っておりますので、無理は承知ではございますが、五、六十人は泊まれる簡易宿泊所の増設と、疲れを癒やす大きな風呂などが絶対必要になるかと思っておりますので、その辺をまた、検討していただけるといいのかなと思っております。

川南町は、合宿に没頭できる環境だと私は思っております。今後も「ロードレース大会 in かわみなみ」とか、県民スポーツ祭、大学野球を初め、野球のキャンプの受け入れなど、今後もスポーツ交流人口を増やしていくことは、地域を元気にさせる一つの方法だと思います。観光協会などとも協力しながら、積極的な取り組みをよろしく申し上げます。

国体誘致についてですけど、宮崎県は平成38年の国体に向けて、県有体育施設の新設、もしくは改修を行って来ると思います。宮崎県にとっては、昭和54年に宮崎国体を開催して、2順目の国体になります。

河野知事は、県と市町村がどのように競技種目を分担していくか、そのときに既存施設の改修やどの程度の必要性があるかを、今後総合的に勘案し、日本体育協会の方針や、県の財政状況等も踏まえながら、総合的に判断していきたいと、さきの県議会で答弁されております。

国体の競技誘致は、町長が掲げていらっしゃるスポーツランド構想とも合致すると思っておりますが、ぜひこちらのほうも、例えばグラウンド競技でありますと、サッカーとかラグビーでありますと、開催競技として誘致するだけであれば、既存の施設であります川南町運動公園とか東地区運動公園、2つのグラウンドで足りない場合は、都農町等に御協力いただいて、藤見運動公園などを借りるなどして、少し手を入れるだけで大丈夫かと思っております。

先ほど、地震のお話等もありますが、南海トラフ地震が起こった場合、木花の県運動総合公園は、相当な被害を受けるものだと考えております。県央に位置する我が町川南は、地震などの災害にも強いと思っておりますし、交通アクセスも宮崎県の真ん中で最適な場所だと考えます。

私も長野国体と宮崎国体を経験させていただいておりますが、大変思い出深いものとなっております。川南町で国体が開催されることになると、町民も大変喜ぶと思っておりますし、経済的にも必ず活性化すると思っております。ぜひとも前向きに御検討いただいて、誘致活動をよろしく

お願いしたいと思います。

○議長（川上 昇君） 安藤議員、質問形式でないですか。答弁は要らないですか。

○議員（安藤 洋之君） もうさっき答弁いただいたので、予想されている答弁がもう全部返ってきた。

○議長（川上 昇君） その中で何か、これだけは確認したいというのが、必ずあるはずです。一般質問は要望じゃないです。質問ですから。意見を申し上げられた。これだけは確認したいということが、必ずあるはずですから。

○議員（安藤 洋之君） 火葬場の交通費助成については、先ほどもう答弁の中で今のところ考えていないというお話がございましたが、ぜひ町民の負担軽減を図る意味でも、再度検討をしていただきたいと思っておりますけど、町長の答弁をよろしくお願いします。

○町長（日高 昭彦君） さまざまな御意見を聞かせていただきました。ありがとうございます。質問ということで、火葬場の件だけで、限定でよろしいでしょうか。確かに、我々の仕事は、住民の方々に負担をかけない。できれば負担を軽減するというのは、十分承知をしているところでございます。

一般的な話になるかもしれませんが、火葬場を利用するというのを、我々がどう捉えるかではありますが、現に今、町内に2つある火葬場が、都農から西都に行くわけですが、その時間も10分ぐらいから20分、25分かかるのは事実であります。その時間を一般的な行政サービスとして負担してくださいということを、なかなか考えるのには、私は必要性というのはいり余り感じないと感じております。

言い方が失礼かもしれませんが、都農町の場合は、数分で火葬場に行けるというのは、全国でもまずあり得ません。通常は30分、1時間というのが普通でありますので、私の知る限り、常識というのはいり余りない言い方かもしれませんが、これで助成をしようとするというふうな判断は、今のところ、私はしておりません。

今後、そういう声が住民の方があるとか、どうしてももう一度考え直す必要が出てくるならば、当然考えるべきであると考えております。

○議員（安藤 洋之君） ありがとうございます。本当に都農町は助成金交付というのを始めたというのを聞いて、今回質問させていただいているんですけど、ぜひ町民の声がもし上がってくるようであれば、助成のほう、御検討のほうをよろしくお願いします。

最後に、土曜授業についてですけど、教育長のほうは、やらないという返答をいただきましたけど、ぜひ26年8月に川南町教育振興基本計画というのをつくっておられます。川南町も地域の教育力を高めていって、川南町の学校に入学させたいとか、川南町の学校を出してよかったと思われるような魅力ある学校づくりに取り組んでいただきたいと思っております。

いろいろお考えではあるかと思いますが、ひいては川南町に定住する要因の一つになるものだと考えます。今後、川南町教育振興計画に基づいて、川南町をつくっていくと思われる

教育長の意気込みだけ聞かせてください。よろしく申し上げます。

○教育長（木村 誠君） 先ほども申し上げましたけれども、教育委員会といたしまして、「ふるさと川南を愛し未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を目標に掲げておりますが、その施策の一つとして、「Team Kawamini 学びのネットワークづくり事業」、いわゆる学校支援地域本部事業です。これに取り組んでおります。本年度から本格的に取り組み始めたんですけれども、町民の皆さんの知識と経験を地域の大切な子供たちのために、学校の授業等の中で活かしてみませんかというものであります。そのために、人材バンクへの登録、参加を現在お願いしているところです。

現在、教育課に配置しております学校支援コーディネーター、元校長先生ですけども、これは将来的には川南小学校に持っていかうというふうに思っているんですが、それと、学校に設置というか、配置、先生方一人ずつお願いしているんですが、地域連携コーディネーターと連携をして、そして学校のニーズを把握し、ニーズに沿ったボランティアを派遣するという取り組みなんですけれども、まずこの事業を定着をし、また発展させていくことを考えているところです。

それが定着したら、土曜日にやりますよといったときには、すっと入れるんじゃないかなというふうに私自身は考えているところです。

ということで、先ほど4つのパターンがあると申し上げましたけれども、一つは授業です。学校の教育課程として行う授業、授業時数としてカウントしますよと。そして子供たちは代休はありません。授業日ですので。

ところが、生徒たち、今、生徒たち38時間45分です。4時間なりのプラスされます。これをどうするかというのが今あるんです。ですから、8週間後までには振替用休日をとりますというのがあるわけなんです。そこあたりが延岡あたりもいろいろ苦勞されているところじゃないかと思えます。

それともう一つは、学校の管理下で行う部活と一緒にです。教育課程外、時数としてはカウントしませんよという取り組みがもう一つです。これは今、ほとんど中学校では、両中学校とも80%以上の子供たちが部活動を参加しておりますので、これ、実際に行われているというふうに思ってもいいと思うんですけど、小学校は別ですけども。

それから3つ目が、一緒に豊後高田市、視察にも行かせていただきましたけれども、いわゆる教育委員会がやるという、全くこれももちろん授業時数とカウントしません。地域の人たちがやりますよというのが一つ。

それから、全く教育委員会も関係なく、NPO等がやる形がもう一つです。

こういう4つのパターンがありますけれども、ですから延岡が始めましたが、これは要するに教科ではありませんけれども、総合的な学習時間とか、そういうものをやっています。これは授業としてカウントしますから、要するに教育課程内、授業時数をカウントしますよと

いう形で、今いろいろ取り組んでおります。

1年たって検証するということですので、いろいろ途中での感想等は、一部の校長先生ですけど、聞いておりますけど、いろいろそこあたりで検証がなされてくるだろうと思っております。

以上です。

○議員(安藤 洋之君) ありがとうございます。ぜひ川南町教育振興基本計画に基づいて、教育で川南町をつくっていただきたいと期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間、休憩します。

午後3時08分休憩

午後3時18分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 発言通告に基づいて、4点について質問いたします。

第1点は、介護保険での補足給付問題についてです。

今年の8月から介護保険施設やショートステイを利用すると、食費、部屋代の負担軽減の基準が変わりました。この補足給付の見直しで、どのような影響を受けるのか。川南町内で何人の方が影響を受けましたか。説明、手続で混乱はないのか。配偶者の所得把握、預貯金の把握は、どのように行っていますか。軽減される方の財産が明らかになることについては、混乱は起きていないのか、伺います。

有料老人ホームについてですが、川南町内に有料老人施設が次々に開所されています。入所者の安心安全は守られているのか。介護保険利用の方もいると思います。介護保険は3年に1回見直しがありますが、有料老人ホームは5年に1回しか調査はされないと聞きました。実態把握をどのようにしているのか、伺います。

第2点は、マイナンバー制度の運用についてです。

10月から開始されるマイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで、国民に番号を割り振り、社会保障や税の情報を、国が一括管理するものです。

政府は、行政手続が便利になるなどといいますが、多くの国民は制度を知らない上、膨大な個人情報や国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も広がっています。国民のプライバシーを危うくする仕組みづくりを、強引に推進することは乱暴だと思います。

年金情報漏えい事件を踏まえた対策が終わっていない地方自治体が残っていることも明らかになっています。川南町では、個人情報保護対策が万全に準備できているのか、情報漏えいの

危険などは払拭されたのか、職員の教育はどう進めているのか。

既に社会保障番号を導入しているアメリカでは、個人情報の大量流出、不正使用が大問題になっています。運用に当たって、本町の対応はいかがですか、伺います。

第3点は、太陽光発電に係る町有地払い下げ問題についてです。

太陽光発電事業について、昨年3月議会での一般質問した際は、町内で4カ所が工事中、さらに8カ所が予定との答弁をいただきました。新茶屋ため池周辺の町有地払い下げが行われ、昨年の10月から木を切る作業が始まると聞いていましたが、手つかずのままです。着工は今年の9月予定、ソーラー発電所を建設する計画で進め、発電所稼働開始予定が、平成28年10月以降に、九電との協議の上行うとのことでした。目的外使用の転用はないのか。現在の状況はどうなっているのか、伺います。

第4点は、プレミアム商品券事業についてです。

国の地方創生の補助金を活用して取り組まれたプレミアム商品券事業ですが、6月に行われたプレミアム商品券販売は、購入するまでに時間がかかり、不公平感を訴える人が多かった。1人10万円、1世帯限度50万円、経済効果はどのように認識されているのか、今回はどう改善したのか、伺います。

以上、4点について質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの内藤議員の質問にお答えをいたします。4点ほど御質問をいただいております。

まず、介護保険での補足給付のことをございますが、議員のおっしゃるとおり、本年の8月より条件が一部変更されました。

本町においての問題はなかったのかということをございますが、3名の方がその条件に該当されました。その中で、いろんな制度の説明をさせていただくわけですが、1名の方は、なかなかその改正についての説明に、なかなか納得をしていただけなかったというふうには聞いております。

預貯金について、どのような確認かということをございますが、国が指示しておりますとおり、まずは自己申告、それから通帳のコピーをいただく、そして残高照会等いろいろありますので、同意書をいただくという形をとらせていただいております。

それから、有料老人ホームの経営実態ということをございますが、現在のところ、5つの有料老人ホームで定員が191名、今後についても、計画があるやには聞いております。

いろんな意味で、有料老人ホームについても、問題が起きているのは、いろんなことで聞いておりますが、議員の言われるとおり、町としてどのように対応しているのかということをございますが、そういう有料老人ホームについては、届け出が県となっておりますので、直接的にこちらから立入調査というのは、できない状態でございます。

付随するデイサービスであるとか、そういうことにおいて、いろんなことが発生した場合

には、介護相談員がおりますので、その方々を通しての調査ということになるかと思えます。

何か通報等あれば、当然町が主体となって、いろんなことも確認をするようにしております。

2つ目のマイナンバー制度でございます。御承知のとおり、10月5日から施行されまして、来年1月から本格的に運用になるというふうになっております。こういうある意味便利になるという仕組みでございますので、その反面、いろんなリスクがあるのも御承知のとおりでありまして、議員が御指摘のとおり、情報漏えい問題については、大丈夫なのかという御指摘でございます。

今言われているのは、不正な電子メール等を察知するシステム、またはこの前年金問題でありましたけど、標的攻撃型のメール、そういうのを検知するシステムを導入して、情報保護体制というのは強化しているところでございます。

いずれにしても、セキュリティー対策というのは、非常に大切な問題でありますので、いろんな機関と連携しながら、今考えられる万全の体制をとっていく構えでございます。

職員については、総務課を中心に、関係部署で制度導入に取り組んでいるところでございます。なかなか全体像、いろんな問題がありますので、全職員に今後2日間を4つに分けて研修をする予定にしております。直近でもうすぐやる予定にしております。

次に、太陽光についてでございますが、特にいろんな形で問題もある場所も聞いておりますが、さっき御指摘のありました新茶屋ため池の件は、九電からの返事待ちということで、業者には確認をとっております。

目的以外への転用はないのかということでございますが、10年間はその契約書の中で用途指定の変更並びに転売をしてはならないということでございます。そういうことでしっかりと町としても対応していきたいと考えております。

最後に、プレミアム商品券のことでございますが、6月に販売をさせていただきましたが、いろんな方からの御意見を、議員も聞いておられるかと思えます。反省点を活かしながら、まず、申込方法の変更、購入金額の上限の取り扱い、引き下げ、そういうことで、今後改善をしていきたいと思っております。

御意見御要望は、広く、並んだけれども、買えなかったという意見も十分聞いております。

今後に関して、後でまた質問があるかと思えますが、こういうプレミアム商品に関する経済効果、十分いろんな面で、それは発揮されていると理解をしておりますので、御指摘の点踏まえて、今後活かしていきたいと感じております。

○議員（内藤 逸子君） 1点目の介護保険の補足給付問題についてです。

先ほど町長から3名の方が該当して、1名の方からなかなか了解というか、得られなかったという話でしたが、今年の7月までは全ての方が1割負担でした。しかし8月からは改定により、介護保険サービスを利用するときに、被保護者の収入によって自己負担が2割にな

る人も出ています。

人口に占める高齢者の割合が増加し、高齢者自身の負担がふえているのです。このことから、補足給付の見直しで、どのような手順で行われたのか。影響を受けるのは3人と聞きましたが、説明、手続で不満は3名のみだったのか、伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

今回の補足給付につきましては、8月で申請件数が160件、該当者数が146件、非該当者数が11件でございます。そのうち、今回の要件で非該当になりました件数が3件という形になっております。

今回の要件追加に伴います説明も当然行って、預貯金のコピー、それから税等の閲覧をするための同意、そういうのをとっております。これに関して、一応うちのほうとしましては、その補足給付のあり方について、負担していただく能力がある方に関しては、今回から負担していただくという形になりましたということで、御説明申し上げて、その関係で、どうしても制度自体の内容自体を御理解いただけなかったという方が1名おられたということでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 配偶者の所得把握については、どのようにされたのか、伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

配偶者の所得状況の照会でございますが、この部分につきましては、先ほど答弁しましたように、預貯金のコピー、直近のコピーをいただくとともに、それから官公署、金融機関等に課税状況、預貯金の残高報告を求めることについての同意書をいただいております。それによって確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 所得が低い方の居住費、食費の負担軽減の要件に、預貯金など配偶者の所得が追加されましたけど、配偶者がいない場合は1000万円、配偶者がいる方は2000万円以上の預金があるか、ないかで補足給付が変わってきます。節約に節約をして、預金をしているのが明らかにされるのですから、プライバシー問題がありますが、同意書をとるということは、弱者には、補助を受けるということで、プライバシーというのはいないんでしょうかね。伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） プライバシーの問題の部分でございますが、これにつきましては、基本的にはまず自己申告という形をとるんですが、預貯金等につきましては、どうしても通帳のコピー等、残高等を見せていただかないと、わからない部分もございます。当然それに対する拒否反応というか、拒絶反応も数名の方からありました。

ただ、今回の改正に伴いまして、どうしてもそういうことはあっちの要件が追加になったということを説明する中で、御理解をいただいたということでございます。

○議員（内藤 逸子君） 8月からの改定による手続で、町民の説明について、福祉課の窓口で行うということは、プライバシーが守られるんでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） もちろん、預貯金が幾らあるとかいう、そういう表現は使っておりません。預金通帳を今回から見せていただくことになりましたということで、その預貯金の直近のページをコピーさせていただくことに御了解をいただいて、コピーさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 今まで以上に負担を求める場合は、懇切丁寧な説明をすべきではなかったか。窓口での説明に対して、不満の声が、私にも寄せられました。対応の仕方も、係だけで済ませるのではなく、目配り、気配りをして、複数で対応するとか、課長が出てきて説明するとか、懇切丁寧な対応をお願いします。時間がない場合は、勤務時間外となり説明できない。後日に時間をとって説明することも伝えてほしかったと思います。いかがですか。

○福祉課長（篠原 浩君） この説明に関しては、職員等については、その部分の十分な配慮をしていただく形で指導したつもりでしたが、そういう部分で御指摘があった部分については、謙虚に受けとめ、今後に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 今年になって収入が減った人や、生活困窮者への救済する方法はないのか、伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 国の部分の改正部分で、今回の部分で例えば預貯金があっても、そういう支払い部分、ローン返済とかそういう部分があれば、その部分を差し引くという形になっておりますので、ただしそれに関しては、証拠書類等が必要でございますので、そういう部分をそろえていただいて、それに該当するというのであれば、そういう部分を含めて、判断材料とするという形になっております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） これは、昨年の所得に応じてということなので、今年になって首を切られたとか、収入が減った場合のことを今聞いたんですが、本当に生活が困っている場合には、また応じてもらえるということなんですかね。

○福祉課長（篠原 浩君） ただいまの答弁につきましては、これは預貯金の関係でございます。あくまでも今年度の市町村民税が一つの、要件の一つになっております。

当該年度の市町村民税が課税されているかどうかという部分で、本人世帯プラス配偶者世帯ということになっておりますので、その部分の要件についての部分プラス預貯金の部分で、1000万円以上あった。配偶者含めて2人の場合2000万以上という形になりますが、そういう部分があったとしても、そこからローン返済があるとかそういった部分があった場合に、そ

れを差し引くという部分でございますので、市町村民税部分に関しては、当該年度に収入が途絶えたという部分に関しては、今のところ、軽減材料には入っておりません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 新しい制度の説明のとき、理解しないのが悪いというような、そんな態度ではなくて、なかなか理解してもらえないときこそ、その課を中心とした職場全体の力で、町長の言うチーム力というんですか。必要だと思うんですが、そういうことで対応していただきたいと思いました。

次に、介護保険から事業所に支払われる報酬が4月から2.27%引き下げられた影響について、事業所の減収、経営が後退せざるを得なくなった。事業所の廃止を検討するところもあらわれる深刻な実態が報道されています。特に介護報酬の影響が大きいのは、通所介護、通所リハビリ、グループホームとのことでした。

4月からは介護職員処遇改善加算など、軽く吹き飛ばすような介護報酬本体の引き下げで、介護事業者と職員が安心して介護サービスを提供でき、利用者は必要なとき、必要な介護が受けられる、そんな介護保険は夢なのでしょうか。川南町内の有料老人ホームでの実態調査は行われているのか、伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 川南町内の有料老人ホームについて、実態調査が行われているかとの御質疑でございますが、先ほども町長が答弁しましたように、この有料老人ホームにつきましては、設置届、それから指導関係につきましては、宮崎市を除きまして、県が行う形となっております。

町としましては、その部分の併設するデイサービス、ほとんどの有料老人ホームがデイサービスを併設する形になっておりますので、そういった部分のデイサービスの中に、介護相談員というのが町から派遣されて、各デイサービス等を順番に回っておりますが、その中でそちらを利用されている方々の意見を聞きながら、その部分で必要な部分に応じては、町なり施設なりにフィードバックするという形になっておりますので、それを伴いまして、対応していくという形にしております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 県が指導するのでということをつたえられますが、川南町内にある施設ですので、やっぱり目配りというのが必要ではないかなと思って質問します。

経営危機を乗り切るためにどうするのか、人員配置数の引き下げ、見直しは職員の処遇悪化、労働強化につながり、離職に拍車がかかるのではと心配されています。今でも介護職場は慢性的な人手不足です。65歳以上の高齢者数は、10年後の2025年に人口の3割を占めます。だれども年をとります。どんな人でも体力が落ち、病弱になったり、体に障害を抱えたり、認知症になったりすることは避けられません。

グループホームは、施設介護とも在宅介護とも別のくくりで、とても曖昧な立場にありま

す。住みなれた地域で老後を支える介護福祉施設として、利用者の自立した生活、職員の雇用、安定的な運営を確保していくために、自治体の支援は欠かせないと思います。

通所介護の利用料負担が1割から2割になった、利用回数を減らすしかないのでしょうか。何も変わらない施設での生活ですが、寝ているお年寄りの布団を無理やりはがそうとする、そんな介護の社会化が改善されるように叫ばれて、介護保険ができたはずです。町としての対策は全くないのでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長(篠原 浩君) 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

先ほどの有料老人ホームにつきましては、なかなか県の関係では入れないということなんです。今ちょっと御質疑の中に出てきましたグループホームでございますが、これにつきましては、地域密着型サービスということで、町の権限でございますので、これにつきましては、そのグループホームの職員等と定例的に検討会、そういう部分も開催している状況でございます。

もちろん、その中で問題のある入所の方の問題点とか処遇とか、そういう部分も含めて検討して行って、さらなるサービスアップにつなげていくような形で邁進しているところでございます。

以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) どうぞよろしく願いして、次に入ります。

2点目のマイナンバー制度の運用についてです。答弁では、職員全体の学習会なども2回ほど計画していると言われましたが、本当に準備ができているのか、運用開始に向けたシステム改修と新たな条例整備を行っていくと思うのですが、準備はできたのか、伺います。

○町長(日高 昭彦君) 新しい制度を導入するわけで、思いもよらないことはあるかもしれませんが、そういうことも想定した上で、今できることは全て最善の策をとってやっているとございまして。ですから、順調に予定どおりスケジュールを進めております。

○議員(内藤 逸子君) 運用には、個人情報漏えいの危険性、重要システムを業者委託にするなどの問題がありますが、払拭されたのか、伺います。

○総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

システム上の問題ということになりますと、総務課が担当しております。現在、自庁の中でシステムの改修を行い、ほぼ完了した状態になっております。ただ、消えた年金問題等の絡みがございまして、現在インターネットとの切り分けという作業をしている状況ではあります。

10月5日に向けては、十分終了する見込みとなっておりますけれども、そういうような対応を迫られておりますとともに、片方では、今議会に提案しております特定個人情報保護条例、これを制定しておかないと、個人情報のセキュリティー面では非常に問題があるということで、今回、提案させていただいているところでございます。

万全な状態で臨んでいるところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 職員の教育についてですが、総務課を中心に取り組んでいる全職員2日間行うと言われましたが、どのように進められるのか、伺います。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

職員に2日間、時間中に研修、午前中、午後、2日間にわたりまして4回、研修を行うこととしております。これにつきましては、もちろん冒頭ではこの番号制度によるメリット、反面ではメリットの反対で、情報セキュリティーをどう守っていくのか、これは今回の条例案にも示されておりますとおり、地方公共団体の責務が非常に重くなっております。したがって、今回は特に操作の方法から、そういうセキュリティー面での研修を強化して、職員に万が一にも情報漏えいがあるてはならないこととさせていただきますので、そこを重点的に説明をしていこうと考えておるところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） このマイナンバー制度は、国民にとってどのような利益、不利益をもたらすのか、お尋ねします。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

直接的に国から導入後のメリットということで示されているのが、まず申請者が窓口で提出する書類が簡素化されると。基本的に今回、本格施行されるに当たりまして、社会保障と税と住民情報、この3つが個人ナンバーによりまして情報のやりとりができるということとさせていただきます。

将来的には、2018年度に金融関係のこともつなげられるというのが本国会で成立をしたところとさせていただきます。

まず、導入段階では、先ほど申しました3つの分野の情報の共有がなされることによりまして、先ほど言いました申請が、窓口で提出される書類の簡素化、それからこれが本格的に動くことによりまして、真に手を差し伸べるものに対して、よりきめ細やかな支援ができるということが、国から示されている番号制度導入によるメリットということと出ております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 不利益については、述べられませんでした。また後で聞きます。この制度の業務効率が上がる根拠を示してもらいたい。この制度は所得を正確に把握し、税の補足が第一義であることが本質である。この制度によって確定申告は、納税者の権利であります。課税にどう影響するのか、伺います。

○税務課長（杉尾 英敏君） 今回のマイナンバーにつきましては、確定申告時にスムーズな番号により確定申告ができるというメリット等がございます。それに伴いまして、今回、国税連携システムのプログラム等も改修をする予定にしているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 民間企業では、源泉徴収、社会保険手続のときに従業員のナンバーを記入することになりますが、個人情報漏えいを防止できるのか、危惧しています。

また、事業者が納税を怠った場合、どのように改善できるのか伺います。

○税務課長（杉尾 英敏君） 内藤議員の質問にお答えいたします。

今回、28年1月1日から個人番号と給与支払い等の各業者等に支払い報告書が始まるわけですが、そういうところに我々も漏れがないように、やっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 通知書の送付が10月5日以降、全国で一斉に番号通知カードが書留で送られるとされています。しかし、郵便局職員からは、短期間ではとても配り切れないという声が聞こえてきます。本人に届かなかった場合は、どのように対応するのか伺います。

○町民健康課長（三角 博志君） 町民健康課では、通知カード、それから個人番号カードの発送につきまして、準備を進めているところです。

今、内藤議員の御質問にございました通知カード、これは一斉に送付されるがために、届かない場合があるかという御質問でございます。通知カードは、基本的には簡易書留で個人番号の書かれたカードは、送付されます。簡易書留ですから、確実に個人に渡るようにしていただくわけですが、そこに不在であったりした場合には届かないケースが出てきます。

そうした場合には、まず役場のほうにそれらが戻ってまいります。それを一定期間、役場のほうで保管をしまして、再度本人のほうに簡易書留で送付するなり、職員が訪問したりして、可能な限り届けるように努力をしております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

○議員（内藤 逸子君） 通知カード、個人番号カードの材質は何か、また通知カードだけで行政サービスは受けられますか。通知カードが世帯単位で郵送されます。通知カードには申請書が同封され、希望者が写真を張って役場に申し込むと、個人番号カードが交付されます。個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、写真と個人番号が表示されます。

政府は身分証明書として利用できるとして、取得を奨励し、17年から健康保険証としても使う考えを示しています。

しかし、カードを日常的に使うほど、自分の番号が他者に知られる危険が高まります。この申請書を出すことは、希望する者のみがすればよいのですか。通知カードを持っていれば同じことなのか、伺います。

○町民健康課長（三角 博志君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

通知カードには、申請書が入ってまいります。この申請書は、希望者のみが申請すれば、個人カードが発行されることになっております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 番号カードは、将来、預金講座や医療情報などが記載され、個人情報漏えいの危険性が最大の問題であります。番号の利用範囲がよりデリケートな資産、医療機関へと広がることで、一旦情報が流出漏えいすれば、プライバシー侵害はさらに深刻になります。なりすましなどの犯罪の恐れもあります。検証はどのように誰が行うのか、伺います。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり今回のこの国の制度でございますけれども、情報漏えいが一番の問題だというふうに私たちも当然考えております。その中で、私たちが今やれることは、最大限、情報漏えいを未然に防ぐ手だてをどういうふうに構築していくか。それで、その中で国から示される指示を的確に一つずつこなしているというのが事実でございます。

今後、企業も個人番号を従業員から取得して、それで先ほどありましたとおり、特別徴収等を行う中では、個人も特定個人情報を見せない。それから企業も十分守っていくということが絶対課せられたものになるというふうな見解ではあります。

そういう面から、やはり片方では、先ほど申しましたとおり、メリットは非常にあるものだと、片方では、そういうデメリットの部分も非常に含んでいると、そういうことを担当する我々、地方公共団体の職員が、十分認識した上で、取り扱いについては厳正に行う。そのことが一番重要でありますし、また、国、県の責務として、そういう事業者、そういう方々にも、きちんとそのセキュリティを厳格に守らせることをやらせる。当然私たちも、地方公共団体も、事業者に対して伝えていくんですけれども、国民総ぐるみでそういうことをやっていくことが重要ではないかというふうに考えております。

ただ、片方では、先ほど税の公平さという観点、それから身近に住民が情報を共有できる、自分の情報でございますが、そういうものをやるためには、最終的な到達点、マイポータル、個人の自分で見れる自分の情報、年金の情報なり全てが、マイポータルというところで管理されていきますので、それが完結した段階では、かなり個人としてのメリットも出てくるのではないかなというふうに考えています。

いずれにしても、情報セキュリティの保護というのは、一番重要なことだと認識をしておりますし、そのことを職員にも厳重に研修の中で伝えていきたいというふうに考えております。

○議員（内藤 逸子君） マイナンバー開始によって、多くの町民が役場を訪れることが予想されますが、窓口対応は心配ないのか、日常業務とマイナンバー関係業務とが重なり、職場は混乱しないのか、住民登録関係だけでなく、各職場の業務がどのように変更していくの

か、業務上の疑問はなされていないのか、伺います。

○町民健康課長（三角 博志君） 内藤議員の質問にお答えいたします。

窓口での発行業務についての御質問ですが、窓口のほうでは、かなり混乱するということが予想されておりますので、臨時職員を配置しまして、対応する予定としております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 制度の導入には、問題が多く、制度の詳細は国民にはほとんど知らされていません。個人の所得やどれぐらい医療にかかったかなど国が把握し、社会保障の抑制につなげるものです。個人の暮らしや医療情報にも個人番号を使った情報管理、情報連携の仕組みを広げていくものであり、より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招く恐れを増加させます。

マイナンバー制度が実施されなくても、住民生活への不都合は生じません。住民の不安が高まっていますので、スケジュールありきで進めるのではなく、もう一度職員全体で考えることを求めまして、次に移ります。

3点目です。太陽光発電に係る町有地払い下げ問題についてです。

さっきの回答では、10年間、約束しておるからということですが、新茶屋ため池周辺の町有地を売却し、太陽光発電建設は、アルファチャーラー株式会社が、民有地と合わせて3ヘクタールの土地にソーラーパネルを敷き詰め、太陽光発電が計画されていました。

この会社は、都農町立野での計画がされていましたが、木を切った状態で放置されています。太陽光発電事業の先行きは大丈夫なのか、送電線の問題、買い取り価格の下落、商業主義を優先する無秩序な乱開発による環境悪化など、当初に比べ、さまざまな問題が生じています。

今回の事業者は、県外の業者であるので、事業継続不能になり、撤退という最悪の事態になったときの心配はありませんか。太陽光発電は、20年が目途とのことですが、いかがですか。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年度、アルファチャーラー株式会社に売却いたしました。絶えず経過につきまして、担当のほうに確認をさせておるところでございますけれども、現在の状況は、電力会社との調整を行いながら、九州電力の回答待ちをしている状態というふうに伺っております。

回答がいつ出るかというのが、今のところ未定であるということになっているようでございます。回答が出次第、造成にかかる予定ということで回答をいただいております。

なお、これに関しまして、林地開発行為が必要でございますが、ここの回答が出ない限り、林地開発許可の申請は出されていないというところでございますが、これの回答が出次第、林地開発を提出するんですよという回答をいただいております。

なお、先ほどからあります20年というふうな事業計画でございますけれども、契約書上は、当然買い戻しができるといふ表現で規定しております。ただし、10年間ということになっております。

この10年といえますのは、やはり買い戻し期間で、民法で定めております民法580条によりまして、買い戻しの期間は10年、例えばそれを20年と定めて契約をしたとしても、この民法の規定が生きてきまして、これより長い期間を定めても10年間ということに読みかえられるということがございます。これは民法の規定でございますけれども、そういうことから、最長の10年を契約期間として買い戻しができるといふ契約にしてありますので、絶えず情報を得ながら、対処してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） きょうの宮日新聞だったか、どこかで見たんですけど、九州管内の、九電がまた買い取りを始めたというようなことが書いてあったんですけど、値段が、当初計画したころには、35円と言っていましたよね。それが今、27円とか言っているので、本当に採算が合うのかなと、私たち素人が考えて思いますので、やっぱり九州電力との回答待ちということも、金額が合わなければ、金がもうからなければせんと思うんです。だからちゃんとそこら辺も押さえていってほしいと思います。

町内でも太陽光発電事業の建設が進んでいますが、全体を把握しているのか、お尋ねします。

○環境水道課長（大山 幸男君） ただいまの内藤議員の御質問ですけれども、前回の議会のときには、50基程度把握しているということでございますけれども、これらが届け出制でないものですから、その後、何基ほど増えているかということにつきましては、まだ今のところ、手元に資料がございません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 川南町内を回ってみると、太陽光発電は至るところで建設されています。許可がおりればよいと考えますか。農村の景観が変わってきています。太陽光発電は再生可能エネルギーとして大事なエネルギー源であります。税収入が増えるのでよいとお考えでしょうか。再生可能エネルギーや開発は、環境アセスの強化など、ルールの確立が必要だと思いますが、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） エネルギー問題については、我が国が非常に大切な問題として捉えているところでございます。今報道されているとおり、原発についてもありますし、当然議員の御指摘のとおり、再生可能エネルギーについてどうするか、その中で、特に危惧されているのは、確かに太陽光でございます。面積の割に昼間しか発電できない。効率的な問題、また面積的な広さというものもございます。

我々もできる限りの対応はしていきたいと思いますが、全国で同じような問題がございま

すので、当然国として県として自治体として、同様に取り組んでいくつもりであります。

○議員（内藤 逸子君） よろしくお願ひします。

次に、4点目に移ります。4点目、プレミアム商品券事業についてです。

世間では、アベノミクスによる経済効果で。

○議長（川上 昇君） 内藤議員、発言許可をお願いします。

○議員（内藤 逸子君） 世間では、アベノミクスによる経済効果で、景気を回復してきていると言われてはいますが、その効果は、川南町内にあらわれておらず、平成22年に発生した口蹄疫からの復興は完全とは言えず、川南町内の商工会会員も、廃業による脱会で減っています。

このような厳しい状況の打開策として、消費拡大や消費の町外流出防止などに最も有効な手段であるプレミアム商品券事業ですが、その目的は達成されたのか、伺います。

○産業推進課長（山本 博君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

今回は、国の地方創生の事業を受けまして、経済対策というところが、大きな点でありました。そういったところから、従来は町独自の予算でいきますと、限度額を迎えて、商品券の発行をしておりましたが、今回は消費の喚起を促すということから、限度額を引き上げております。

そういったことから、高額商品の業者のほうに、消費が流れているといったところもありましたので、効果はあったと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 現状報告と反省はどのようにされたのか、伺います。

○産業推進課長（山本 博君） 内藤議員の御質問にお答えします。

6月の発売におきまして、8000万円分の発売をしたわけではありますが、朝早くから長い行列ができておまして、午前中で完売をしたといったところでもあります。そういったところが、購入ができなかった方も多数いたるところであります。

この件につきまして、その日のうちに、防災無線のほうで完売しましたというところを周知したところでもあります。

最も多かったのが、広く町民に販売してほしいというところが、翌日商工会と産業推進課のほうに電話がありました。結構多く要望がありました。

それを受けまして、商工会のほうでまず、内部のほうで協議を行いまして、2回目に向けて検討を行ったところでもあります。

その検討の結果を受けて、産業推進課とあわせて、また協議を行いまして、2回目について、内容を変更しようというところの決定を行ったところでもあります。

まず、1回目の発売なんですけども、1人当たり10万円、1世帯当たり50万円の販売ということにしておりましたが、2回目に当たりましては、1人当たり10万円、1世帯当たり20

万円ということで減額を引き下げまして、1回目に購入された方につきましては、前回購入できなかった方を優先的に購入していただくということで、その方がいない場合に、前回の方も対象にするというところと、事前予約を受け付けるというような反省をしたところであります。

以上であります。

○議員（内藤 逸子君） 前回の販売で、不公平はなかったのか、伺います。

○産業推進課長（山本 博君） 今回、先ほど申しましたように、消費の喚起を促すというところから考えますと、全ての方に行き渡らなかったというところからは、公平でなかったのかというふうに反省をしておりますが、経済対策という、消費喚起というところから考えますと、今まで限度額を抑えていた関係上、食料品関係にほとんど5割近くが利用されていた関係でありまして、今回は、建築関係とか建設関係の業者さんのほうに、消費が流れているというところもありましたので、今回のこちらの目的としては、達成しているという考えであります。

以上であります。

○議員（内藤 逸子君） 今回、2度目の2割お得な商品券販売の申込受付が始まっておりますが、これは新聞折り込みでチラシが配られた世帯のみが対象なのでしょうか。全世帯に配られたのでしょうか。新聞購読をしていない家庭は、何も知らされず、不公平を感じますが、いかがですか。

○産業推進課長（山本 博君） 今回の周知方法についてであります。まず、新聞の折り込みのほうに入れるというところと、商工会のほうに配置をしているといったところと、商工会のホームページのほうでも周知をしております。また町のほうのお知らせ等によりまして、周知をしているところであります。

以上であります。

○議員（内藤 逸子君） 新聞折り込みチラシで配られた、商工会議所の受付のところに用紙が置いてある、ホームページでお知らせをしている、「お知らせかわみなみ」でお知らせしている。防災無線でもお知らせしているとは思いますが、本当に弱者である年寄りについて、不満を聞いたんですが、新聞も取っておりません。商工会まで歩いてはいけませんという方がいるんです。それで1万円だけど買いたいと、そういう人も行けば買えるよと言うけど、無理して行かんでもいいから買わんわと言われましたけど、やっぱり不公平感を感じるんです。

それと、応募が多かった場合、今度は抽せんとするとのことですが、どのようにされるのか。また期限までに引きかえられず、商品券が残った場合は、順次繰上当選として、当選者には購入引きかえはがきを送付とのことですが、ガラス張りの透明感は保障されるのでしょうか。どう考えればいいのでしょうか、伺います。

○産業推進課長（山本 博君） 今回の受付のほうは、9月18日までとなっております。なかなか買いにいけない方の対応というものが、ちょっと今、なかなか浮かばないところがありますが、商工会のほうに御家族、知り合いなりを通して、購入にいていただくしか、今のところないのかなというふうには考えております。

応募多数の場合についてなんですが、抽せんという形でありますけども、商工会のほうで、詳しくは申し上げられないんですが、システム的なものを使いまして、抽せんを行うというふうに考えております。

これも、立ち会いのもと、公平にされると考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 抽せんについては、人の目があって、何人かでされるから、公平ということになるとは思いますが、全然見えていない方にとっては、自分の好きな人だけに配つちょっとじゃないかとかいう不信というんですか、そういうことを聞くので、やっぱり抽せんというのは、どうするのかなという、私は不満を聞きましたので、一応お伝えしておきます。

今回の商工、このプレミアム商品券の財源は「まち・ひと・しごと創生事業費」の中から取り組まれたものですよね。総務省が、今回の地方財政計画の目玉に位置づけられたものです。これは消費税10%増税を前提にしている問題をはらんでいますので、注意が必要と私は思っております。

諸外国では、消費税が、食料品や生活必需品には、消費税を課していない国もあります。本当に今、町民の生活は苦しいんですよね。だから、プレミアム商品券に、私はみんな一生懸命並んだと思うんです。1万円で2,000円もまけてくれるというか、ふえるとなれば、うれしいので、やっぱり並んだと思います。だから、本当にみんなが少しずつでも買えるような公平性も考えていただきたいことを訴えまして、質問を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。皆さんお疲れさまでした。

午後4時19分閉会
